

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、
条約付属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号。
以下「事業法」といいます。)に基づきこの**4G**通信サービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定
め、これにより、**4G**通信サービスを提供します。

2 前項のほか、当社は、**4G**通信サービスに付随するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付随サービス」と
いいます。)を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によりま
す。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第22条の2
の3第2項第1号に規定する変更を行う場合、当社のホームページに掲示する方法、文字メッセージ(メッセージ通信
モードにより送受信されるメッセージをいいます。以下同じとします。)を配信する方法又は当社が適当であると判断する
方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他 人の通信の用に供すること
4G通信網	FDD-LTE方式、TDD-LTE方式、AXGP方式、NB-IoT方式又はeMTC方式に より符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場 所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交 換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
4G通信サービス	4G通信網を使用して行う電気通信サービスであって、当社が提供するもの
サービス取扱所	(1) 4G通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により4G通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
5G通信サービス	5G通信サービス契約約款に規定する5G通信サービス
4G通信サービス契約	当社から4G通信サービスの提供を受けるための契約
4G通信サービス契約者	当社と4G通信サービス契約を締結している者
同時申込契約	4G通信サービス契約を申し込むと同時に申し込みがあったものとみなして当社 が提供する4G通信サービス以外の電気通信サービスの契約
利用権	約款に基づき当社から電気通信サービスの提供を受ける権利
契約者	当社と4G通信サービスに係る契約を締結している者
移動無線装置	4G通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海 域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送 受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り又は受けるための当社の電気通信設備
取扱所交換設備	サービス取扱所に設置される交換設備

契約者回線	4G 通信サービス(4G 特定接続サービスを除きます。)に係る契約に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線(付随契約者回線を除きます。)
付随契約者回線	付随契約者回線通信機能に基づき、無線基地局設備と契約の申込者又は契約の締結者が指定する移動無線装置(当社が別に定めるものに限ります。)との間に設置される電気通信回線
特定契約者回線	無線基地局設備と協定事業者(当社が定める事業法第 34 条 第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき接続する仮想携帯電話事業者に限ります。)と契約している者が指定する移動無線装置との間に設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線又は付随契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の場所が他の部分の設置場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)第 3 条に規定する種類の端末装備の機器
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(事業法第 10 条第 1 項の規定に基づき登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
4G チップ(e)	契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。以下同じとします。)その他の情報を登録するための端末設備における小型記憶装置であって、当社が 4G 通信サービスの提供にあたって、契約者回線又は付随契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
4G チップ(r)	契約者識別番号その他の情報の小型記憶装置であって、当社が 4G 通信サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
相互接続点	(1) 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点 (2) 削除 (3) 当社が提供する 4G 通信網と仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス(別に定める直収パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限ります。)に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点 (4) 当社が提供する 4G 通信網と当社がこの約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定めるものをいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ 1・2)に定める電話サービス(タイプ 1)、EMOBILE 通信サービス契約約款(EMOBILE 4G-S 編)に定める EMOBILE4G-S、LINEMO 通信サービス契約約款に定める LINEMO 通信サービス及び無線利用型 IP 電話サービス契約約款に定める無線利用型 IP 電話サービス(電気通信番号規則(令和元年総務省令第 4 号。以下「番号規則」といいます。)に規定する音声伝送携帯電話番号に係るものに限ります。)を除きます。

	す。)に係る電気通信回線との接続に係る電気通信設備の接続点
契約者回線等	4G 通信網、電話網、又はパケット通信網を使用して行う当社の電気通信サービスに係る電気通信回線等
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
携帯電話事業者	当社又は協定事業者であって、番号規則に規定する音声伝送携帯電話番号を用いて携帯電話サービスを提供する電気通信事業者
固定電気通信事業者	当社又は協定事業者であって、国内固定電気通信役務を提供する電気通信事業者
IP 電話事業者	当社又は協定事業者であって、番号規則に規定する固定電話番号又は特定 IP 電話番号を用いて、インターネットプロトコルにより電気通信サービスを提供する電気通信事業者
国際電気通信事業者	当社又は協定事業者であって、国際固定電気通信役務を提供する電気通信事業者
海外事業者	事業法第 40 条の規定に基づき認可を受け、当社と電気通信業務に関する協定を締結した本邦外の政府又は者若しくは法人
BWA アクセスサービス事業者	協定事業者であって、BWA アクセスサービスを提供する電気通信事業者
一般通信	契約者回線からの通信(相互接続通信となるものを除きます。)
相互接続通信	契約者回線、付随契約者回線又は特定契約者回線と相互接続点との間の通信
国際通信	通話モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番号等を使用して本邦と本邦外との間で行われるもの
メッセージデータ	契約者識別番号を利用して送受信されるメッセージ(メッセージ通信モードにより送受信されるものを除きます。)又は当社が付与するメールアドレスを利用して一般通信により送受信されるメッセージ
電子メール	当社が付与するメールアドレス又は契約者識別番号を利用して相互接続通信により送受信されるメッセージ
国際メッセージ通信	メッセージ通信モードにより行われる相互接続通信であって、当社が別に指定する番号等を使用して契約者回線から海外事業者及び本邦外の電気通信事業者(本邦外で電気通信業務を提供する政府又は者若しくは法人をいいます。)に係る電気通信設備へ行われるもの
国際アウトローミング	料金表第 1 表第 5 に規定する国際アウトローミング
課金対象パケット	契約者回線と取扱所交換設備又は相互接続点との間において伝送される符号又は影像等(制御信号等のうち符号又は影像とみなされるものを含みます。以下同じとします。)を含むパケット
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)(以下「特定電子メール法」といいます。)第 2 条第 2 項に規定する特定電子メールに該当すると当社が認めたメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージ
起算日	当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日
料金月	1 の暦月の起算日から次の暦月の起算日の前日までの間
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第110号)により算出された額に基づいて当社が定める料金

(4G通信サービスの種類)

第4条 4G通信サービスには、次の種類があります。

種類	内容
4Gデータ通信サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、パケット通信のために提供する通信サービス
4G通信サービス(f)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、通話及び当社が別に定めるアクセスポイント(当社が別に定める取扱所交換設備において、当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)との間のパケット通信のために提供する通信サービス
4G通信サービス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス
4G通信サービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、主として当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス
4G通信サービス(IoT)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(機器の制御又は監視等の用途であると当社が認めるものであって、その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、主としてパケット通信のために提供する通信サービス
4Gデータ通信サービス(i)	当社が無線基地局設備と契約の申込者及び当社が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス
4Gデータ通信サービス(s)	当社が無線基地局設備と契約の申込者及び当社が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、当社が別に定めるアクセスポイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス
4Gプリペイド通信サービス	<p>タイプ A</p> <p>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主としてパケット通信のために提供する通信サービス</p> <p>タイプ B</p> <p>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主としてパケット通信のために提供する通信サービス</p>

	<p>す。)との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、主として当社が別に定めるアクセSpoイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス</p> <p>タイプ C</p> <p>当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、通話及び当社が別に定めるアクセSpoイントとの間のパケット通信のために提供する通信サービス</p>
4G データプリペイド通信サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定し、前払いを受けた金額に応じて設定される期間に限定して、専ら当社が別に定めるアクセSpoイントとの間のパケット通信のために提供する 4G 通信サービス
4G 特定接続サービス	当社が特定契約者回線を使用して提供する通話又はパケット通信に係る 4G 通信サービスであって、その協定事業者の相互接続点との間の通信に限り提供するもの(4G 特定接続サービスの提供条件は、この約款に定めがある場合を除き、協定事業者が定めるところによります。)
特定契約サービス(5G)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(5G 通信サービス契約約款に規定する 5G 通信サービス契約者が 4G 通信サービス又は 5G 通信サービスの提供を受けるために用いるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定し、 5G 通信サービスと併せて提供する 4G 通信サービス

2 通信方式には、次の種類があります。

種類
FDD-LTE 方式
TDD-LTE 方式
AXGP 方式
NB-IoT 方式
eMTC 方式

3 利用できる通信方式は、**4G** 通信サービスの種類及び移動無線装置によって異なります。

(営業区域)

第 5 条 **4G** 通信サービスの営業区域は、FDD-LTE 方式、TDD-LTE 方式、AXGP 方式、NB-IoT 方式及び eMTC 方式で異なり、当社が別に定めるところによります。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等端末設備が在囲する場所により、**4G** 通信サービスの全部又は一部を利用することができない場合があります。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線ごとに1の4G通信サービス契約を締結します。この場合、4G通信サービス契約者は、1の4G通信サービス契約につき1人に限ります。

(4G通信サービス契約申込みの方法)

第7条 4G通信サービス契約の申込みは、次のいずれかの方法で行っていただきます。

- (1) 当社所定の契約申込書をサービス取扱所へ提出(電磁的方法による提出を含みます。)する方法(4Gデータプリペイド通信サービスを除きます)。
 - (2) インターネット(主として通話以外の通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所へ送信する方法。
- 2 前項の場合において、4G通信サービス契約の申込みをする者は、当社が契約申込書又は契約申込書式の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出又は送信していただきます。
- 3 第1項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ(契約者識別番号を変更することなく、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者を変更することをいいます。以下同じとします。)又は番号移行(契約者識別番号を変更することなく、当社がこの約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定めるものをいいます。以下同じとします。)により提供する携帯電話サービスに係る契約の解除と同時に4G通信サービス契約を締結すること又は4G通信サービス契約の解除と同時に当社がこの約款以外の契約約款等により提供する携帯電話サービスに係る契約を締結することをいいます。以下同じとします。)の利用を希望するときは、4G通信サービス契約の申込みに先立って、当社にその旨を申し出させていただきます。

(4G通信サービスの種類の指定)

第8条 前条の場合において、4G通信サービス契約の申込みをする者は、第4条(4G通信サービスの種類)に規定するサービスの種類を指定していただきます。

2 4G通信サービス契約者は、サービスの種類を変更できることがあります。変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出させていただきます。

(4Gプリペイド通信サービスのタイプの選択)

第8条の2 4Gプリペイド通信サービスに係る契約の申込みをする者は、第4条(4G通信サービスの種類)に規定するタイプを指定していただきます。

2 4Gプリペイド通信サービスを選択した契約者は、タイプを変更できます。変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出させていただきます。

(4G通信サービス契約申込みの承諾)

第9条 当社は、4G通信サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設定し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 4G通信サービス契約の申込みをした者について、本人確認(当社が別に定める方法により、契約者情報(氏名、住

所、生年月日等の契約者を特定する情報をいいます。以下同じとします。)の確認を行うことをいいます。以下同じとします。)ができないとき。

- (3) 4G 通信サービス契約(4G プリペイド通信サービス及び 4G データプリペイド通信サービスを除きます。)の申込みをした者が 4G 通信サービス等の料金その他の債務(この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 第 7 条(4G 通信サービス契約申込みの方法)に基づき提出された契約申込書若しくは送信された契約申込書式、又はその他の書類に不備があるとき。
- (5) 4G 通信サービス契約の申込みをした者が 4G 通信サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において第 56 条(利用に係る契約者の義務)の規定に現に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (6) 4G 通信サービス契約の申込みをした者が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。)に違反したことがあるとき。
- (7) 第 7 条で規定する当社所定の申込書の提出若しくは当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものの提出がなかったとき、又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 第 1 項の承諾をしたときは、当社は、4G 通信サービス契約の申込みをした者(当社が別に定める者を除きます。)から同時に申込契約の申込みがあったものとみなして、これを承諾するものとします。

5 削除

(契約者識別番号)

第 9 条の 2 4G 通信サービス契約者は、別に定める手続きを行った場合、契約者識別番号を 4G チップ(e)又は 4G チップ(r)(以下「4G チップ等」といいます。付随契約者回線通信機能が適用されている契約者は 4G チップ(e)に限ります。)に登録します。この場合において、契約者回線又は付随契約者回線は、契約者識別番号ごとに設置されます。

2 4G 通信サービスの契約者識別番号は、当社が定めます。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき又は第 7 条(4G 通信サービス契約申込の方法)第 3 項の規定による携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用の申し出に関して虚偽又は事実に反することが判明したときは、4G 通信サービスの契約者識別番号を変更することができます。

4 前項の規定により、4G 通信サービス契約の契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを 4G 通信サービス契約者に通知します。

5 当社は、前 4 項の規定によるほか、第 50 条(修理又は復旧)第 3 項の規定による場合は、4G 通信サービスの契約者識別番号を変更することができます。

(請求による契約者識別番号の変更)

第 9 条の 3 4G 通信サービス契約者は、迷惑通信(いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、その通信の着信者が現に迷惑であると認識するものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信(現に使用している契約者識別番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。以下同じとします。)で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号の変更の請求をすることができます。

2 4G 通信サービス契約者は、前項の規定により契約者識別番号の変更の請求をするときは、当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

3 前項の請求があつたときは、当社は、次の条件を満たす場合に限り、その請求を承諾します。

(1) その請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている**4G** 通信サービス契約者からのものであると当社が認めたとき。

(2) その**4G** 通信サービスに係る**4G** 通信サービス利用権(**4G** 通信サービス契約者が**4G** 通信サービス契約に基づいて**4G** 通信サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)に差押(国税徴収法(昭和34年法律第147号)による滞納処分及びその例による滞納処分にあっては参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分がなされていないとき。

(3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

4 当社は、前項の規定にかかわらず、その**4G** 通信サービスに係る契約者識別番号の変更の取扱いについて検査機関から要請があつたときは、当該要請の内容に従って**4G** 通信サービスの契約者識別番号の変更を承諾しない場合があります。

5 当社は、**4G** 通信サービス契約者が契約者識別番号の請求に当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行つたことが判明したときは、その承諾を取り消すものとします。

(契約者回線の利用の一時中断)

第10条 当社は、**4G** 通信サービス契約者から請求があつたときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合において、**4G** プリペイド通信サービス又は**4G** データプリペイド通信サービスを選択している契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録を行ふことはできません。

2 当社は、前項の請求があつたときは、同時に同時申込契約に係る契約者回線の利用の一時中断の請求があつたものとみなして取り扱います。

3 当社は、**4G** プリペイド通信サービス又は**4G** データプリペイド通信サービスの契約者回線の利用の一時中断を行つた場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。

(**4G** 通信サービス契約(**4G** プリペイド通信サービスに限ります。)に係る料金の前払い登録に伴う利用可能期間)

第 10 条の 2 当社は、料金表通則に規定する取扱所交換設備への料金の前払いに関する登録(以下「料金の前払い登録」といいます。)があつたときは、料金表第1表第10(**4G** プリペイド通信サービスに係る前払い料金)の規定により、**4G** プリペイド通信サービスの契約者回線の利用(緊急通報用電話の契約者回線等への通信を除きます。)が可能な期間を定めます。この場合において、当該利用可能期間は、料金の前払い登録があつた日の翌日から起算します。

2 利用可能期間内に追加の料金の前払い登録があつたときは、その登録の翌日からの利用可能期間の残日数と、料金表第1表第10に規定する期間を合算したものをその利用可能期間と短縮します。

ただし、この場合の利用可能期間は、料金表第1表第10に定める日数を限度とします。

(**4G** 通信サービス契約(**4G** データプリペイド通信サービスに限ります。)に係る利用可能期間)

第 10 条の 3 当社は、**4G** 通信サービス契約者(**4G** データプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。以下この条において同じとします。)が第9条(**4G** 通信サービス契約申込みの承諾)の規定に基づいた申込みの承諾を得たとき又は料金の前払い登録があつたときは、**4G** データプリペイド通信サービスの契約者回線に係る利用可能期間を定めます。この場合において、利用可能期間は、**4G** 通信サービス契約者が第9条の規定に基づいた申込みの承諾を得たとき又は料金の前払い登録があつた日から起算します。

2 **4G** データプリペイド通信サービスの契約者回線に係る利用可能期間に関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(4G 通信サービス利用権の譲渡)

第 11 条 4G 通信サービスに係る 4G 通信サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、4G 通信サービス利用権を譲り渡そうとする者(以下「譲渡人」といいます。) 及び4G 通信サービス利用権を譲り受けようとする者(以下「譲受人」といいます。) が連署した当社所定の書面によりサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 前項の場合において、譲渡人及び譲受人は、当社が当社所定の書面の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出していただきます。

4 当社は、第 2 項の規定により 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(1) 譲受人について、本人確認ができないとき。

(2) 譲渡人又は譲受人が 4G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 第 2 項及び第 3 項に基づき提出された当社所定の書面等に不備があるとき又はそれらに虚偽若しくは事実に反する記載があることが判明したとき。

(4) 譲渡人又は譲受人が第 56 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反しているとき又は違反するおそれがあるとき。

(5) 4G データプリペイド通信サービスを選択しているとき。

(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

5 4G 通信サービス利用権の譲渡を当社が承認したときは、4G 通信サービス利用権を譲り受けた者は、4G 通信サービス利用権を譲り渡した者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務(譲渡があつた日以前の 4G 通信サービス等の料金その他の債務を除きます。)を承継します。

ただし、料金等の適用に別段の定めがあるときは、この限りでありません。

6 前項の規定によるほか、4G 通信サービス利用権の譲渡前の 4G 通信サービスの利用において、この約款の規定に違反したことが判明したときは、当社は、この約款の規定により必要な措置を執ることができます。

7 当社は、第 2 項の規定により、4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、同時に同時申込契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)

第 12 条 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認は、受け付けた順序に従って行います。

2 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、4G 通信サービス利用権に対する差押等との関係においては、その 4G 通信サービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取ったときに行つたものとみなします。

(4G 通信サービス契約者の地位の承継)

第 13 条 相続又は法人の合併若しくは会社分割により 4G 通信サービス契約者(4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)の地位の承継があつたときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは会社分割により設立された法人若しくは会社分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかにサービス取扱所に届け出でいただきます。

2 前項の場合において、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届

け出でていただくこととし、これを変更したときも同様とします。

- 3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 当社は、第 1 項の届出があったときは、同時に同時申込契約に係る契約者の地位の承継の届出があつたものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)

- 第 14 条** 4G 通信サービス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス、別記 10 に規定又は別に定める請求書の送付先に変更があつたときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出でていただきます。
- 2 前項の届出があつたときは、当社は、その届出のあつた事実を証明する書類の提出を求めることがあります。
 - 3 4G 通信サービス契約者が、第 1 項に規定する届出を怠つたときは、当社が 4G 通信サービス契約に関し 4G 通信サービス契約者の従前の氏名、名称、住所若しくは居所、メールアドレス、別記 10 に規定又は別に定める請求書の送付先宛に発信した書面等は、当該書面等が不到達の場合においても、通常その到達すべきときに 4G 通信サービス契約者に到達したものとみなします。
 - 4 当社は、第 1 項の届出があつたときは、同時に同時申込契約に係る氏名等の変更の届出があつたものとみなして取り扱います。

(4G 通信サービス契約者が行う 4G 通信サービス契約の解除)

- 第 15 条** 4G 通信サービス契約者は、4G 通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 当社は、前項の通知があつたときは、同時に同時申込契約の解除について通知があつたものとみなして取り扱います。
 - 3 前 2 項の場合において、携帯電話番号ポータビリティ又は番号移行の利用を希望するときは、契約の解除に先立つて、当社、携帯電話事業者又は仮想電気通信事業者にその旨を申し出ていただきます。

(当社が行う 4G 通信サービス契約の解除)

- 第 16 条** 当社は、第 28 条(4G 通信サービスの利用停止)第 1 項又は第 28 条の 2(4G プリペイド通信サービスの利用停止)第 3 項の規定により 4G 通信サービスの利用を停止された 4G 通信サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その 4G 通信サービス契約を解除することができます。
- 2 当社は、4G 通信サービス契約者が第 28 条第 1 項各号の規定のいずれか又は第 28 条の 2 第 3 項に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、4G 通信サービスの利用停止をしないでその 4G 通信サービス契約を解除することができます。
この場合において、メッセージ通信モードによる文字メッセージの送信又は料金表第 1 表第 2(付加機能使用料)に規定する付加機能(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限ります。)の利用において、過去に第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 9 号から第 12 号の規定に違反し、4G 通信サービスの利用を停止されたことがある 4G 通信サービス契約者が、繰り返し同条各号の規定に違反した場合も同様の取扱いを行なうことがあります。
 - 3 当社は、4G 通信サービス契約者が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたときは、その 4G 通信サービス契約を解除するものとします。
 - 4 当社は、4G 通信サービス契約について、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定のいずれかに該当すると認められたときは、その 4G 通信サービス契約を解除するものとします。
 - 5 当社は、前 4 項の規定により、その 4G 通信サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ 4G 通信サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 6 当社は、第1項から第4項の規定によるほか、4G通信サービス契約者の死亡について当社に届出があり、当社がその事実を確認した場合において、以後その4G通信サービス契約に係る4G通信サービスが利用されないものと認めたときは、当社が指定する日をもってその4G通信サービス契約を解除します。
- 7 第1項から第4項及び第6項の場合において、当社は、4G通信サービス契約の解除と同時に同時申込契約も解除するものとします。
- 8 当社は、同時申込契約に係る契約の解除があったときは、同時にその4G通信サービス契約も解除するものとします。
- 9 当社は、4G通信サービス契約者(4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。)が第9条(4G通信サービス契約申込みの承諾)の規定に基づいた申込みの承諾を得た日から起算して360日以内又は第10条の3(4G通信サービス契約(4Gデータプリペイド通信サービスに限ります。)に係る利用可能期間)の規定に基づいた料金の前払い登録があつた日から起算して360日以内に、料金の前払い登録を行わないときは、その4G通信サービス契約を解除します。
- 10 当社は、4G通信サービス契約者(4Gプリペイド通信サービスを選択した契約者に限ります。)が第9条の規定に基づいた申込みの承諾を得た日の翌日又は第10条の2(4G通信サービス契約(4Gプリペイド通信サービスに限ります。)に係る利用可能期間)の規定に基づいた利用可能期間が終了した日の翌日から起算して360日以内に、料金の前払い登録を行わないときは、その4G通信サービス契約を解除します。

(4G通信サービス契約者の契約者確認)

- 第16条の2 当社は、第56条(利用に係る契約者の義務)第1項第8号、第13号、第14号又は第15号に違反するおそれがある場合等、当社が必要と認める場合又は携帯電話不正利用防止法第9条の規定に基づき、4G通信サービス契約者に対して、契約者確認(契約者情報を確認するための書類の提出を受け、契約者情報を届け出させていただくことをいいます。以下同じとします。)を行うことがあります。
- 2 当社は、前項の規定により4G通信サービス契約者の契約者確認を行うときは、その契約者回線にメッセージ通信モードにより文字メッセージを配信する方法又はその4G通信サービス契約者の住所にあてて書面を送付する方法により行います。

(特定契約サービス(5G)に係る契約)

- 第16条の3 5G通信サービス契約約款に規定する5G通信サービス契約を締結したときは、当社と特定契約サービス(5G)契約を締結したことになります。この場合の提供条件等は、この約款によるほか、5G通信サービス契約約款に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供等)

第17条 当社は、契約者から請求があつたときは、その契約者回線について、料金表第1表第2(付加機能使用料)に規定する付加機能を提供します。

2 当社は、提供する付加機能のうち、料金表第1表第2-1(適用)に定めるものに関しては、前項の規定にかかわらず、契約者から請求があつたものとして取り扱います。

ただし、契約者から利用拒否等の意思表示があつたときは、この限りでありません。

3 第1項の場合において、付随契約者回線通信機能の提供の請求をする者は、当社が別に定める契約者情報の申告及び確認に関する手続きを行っていただきます。

4 第1項の規定にかかわらず、付随契約者回線通信機能の提供の請求をした者について、契約者との同一性が確認できないときは、付随契約者回線通信機能を提供しないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第18条 当社は、第10条(契約者回線の利用の一時中断)に規定する契約者回線の利用の一時中断を行ったときは、付加機能の利用の一時中断(付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。

第 4 章の 2 4G チップ等

(4G チップ等)

第 18 条の 2 当社は、契約者(4G チップ(e)を選択した契約者を除きます。)へ 4G チップ(r)を貸与します。この場合において、貸与する 4G チップ(r)は、1 の契約につき 1 とし、当社のサービスの種類等に基づき、当社が定めるものとします。ただし、当社が別に定める 4G チップ(r)は、2 以上の契約につき 1 とする場合があります。

2 契約者(4G チップ(e)を選択した契約者に限ります。)の契約者回線又は付随契約者回線に接続する端末設備を特定するために当社が使用する 4G チップ(e)は、1 の契約につき 1 とし、端末設備の種類等に基づき、当社が定めるものとします。

(契約者識別番号の登録等)

第 18 条の 3 当社は、次のいずれかに該当する場合には、4G チップ等について、契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去(以下「契約者識別番号の登録等」といいます。)を行います。

- (1) 契約者回線又は付随契約者回線通信機能に係る所定の手続きを行ったとき。
- (2) その他契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があったとき。
- (3) 4G チップ(r)を貸与するとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第 9 条の 2(契約者識別番号)第 3 項の規定又は第 50 条(修理又は復旧)第 3 項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

(4G チップ(r)の変更)

第 18 条の 4 当社は、契約者の選択によりサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する 4G チップ(r)を変更することがあります。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する 4G チップ(r)を変更することができます。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

3 前 2 項のほか、特定契約サービス(5G)契約者については、5G 通信サービス契約約款に規定するサービスの種類等を変更したときは、当社が貸与する 4G チップ(r)を変更するときがあります。

(4G チップ等に登録した情報の変更)

第 18 条の 5 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、4G チップ(e)又は 4G チップ(r)(当社が別に定めるものに限ります。以下この条及び次条において同じとします。)に登録した情報を変更することができます。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(4G チップ等に登録した情報の消去)

第 18 条の 6 次のいずれかに該当する場合、当社は、4G チップ(e)又は 4G チップ(r)に登録した情報を消去します。

- (1) その 4G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 4G チップ(e)又は 4G チップ(r)を利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

(4G チップ(r)の返還)

第 18 条の 7 4G チップ(r)(当社が別に定めるものを除きます。)の貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、第 18 条の 2(4G チップ等)の規定に基づいて貸与している 4G チップ(r)を速やかに当社が指定するサービ

ス取扱所に返還していただきます。

- (1) その 4G 通信サービスに係る契約を解除し又は解除されたとき。
- (2) その他 4G チップ(r)を利用しなくなったとき。
- (3) 当社が別に定めるサービスの種類の変更を行ったとき。
- (4) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

第 5 章 自営端末設備の接続等

(自営端末設備の接続)

第 19 条 契約者は、その契約者回線若しくは付随契約者回線に、又はその契約者回線若しくは付随契約者回線に接続されている電気通信回線設備を介して自営端末設備(移動無線装置にあっては、当社又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び 4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器、別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第 32 条第 1 項第 5 号の規定に基づき総務大臣が指定するものをいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営端末設備が、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合しないとき。
- (2) その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続が事業法施行規則第 31 条に規定する場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次のいずれかに該当する場合を除き、その接続が前項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第 53 条第 1 項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項に規定する場合に該当するとき。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 前 4 項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局(電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 103 条の 5 に規定するものをいいます。以下同じとします。)の自営端末設備の接続の請求があつたときは、その自営端末設備が電波法第 103 条の 5 第 1 項に規定する総務大臣の許可を受けたもの(以下「技術基準相当基準」といいます。)に該当することを当社が確認できない場合を除き、その請求を承諾します。

6 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、当社は、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線への自営端末設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

第 20 条 当社は、契約者回線又は付随契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合するかの検査を受けることを求めることができます。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

3 第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が端末設備等規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線又は付隨契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第 21 条 契約者は、その契約者回線又は付隨契約者回線に接続されている自営端末設備(移動無線装置に限ります。以下この条及び次条において同じとします。)について、電波法第 72 条第 1 項の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理

等を行っていただきます。

- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、その自営端末設備について電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- 3 前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめていただきます。

(自営端末設備の電波法に基づく検査)

第 22 条 前条に規定する検査のほか、自営端末設備の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 6 章 自営電気通信設備の接続等

(自営電気通信設備の接続)

第 23 条 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社又は Wireless City Planning 株式会社が無線局の免許を受けることができるもの及び当社の 4G 通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限ります。)を接続するときは、当社所定の書面によりサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、その請求を承諾します。

- (1) その自営電気通信設備が、無線設備規則に適合しないとき。
- (2) その接続が別記 1 に規定する技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
- (3) その接続により当社の電気通信設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で規定する場合に該当するときを除き、その接続が前項第 1 号の技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。

4 前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

5 前 4 項の規定によるほか、当社は、契約者から当社が別に定める方法により外国の無線局の自営電気通信設備の接続の請求があつたときは、その自営電気通信設備が技術基準相当基準に該当することを当社が確認できない場合を除き、その請求を承諾します。

6 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各項の規定に準じて取り扱います。

7 契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことをサービス取扱所に通知していただきます。

(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

第 24 条 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な供給に支障がある場合の検査については、第 20 条(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)

第 25 条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があつた場合の取扱いについては、第 21 条(自営端末設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)の規定に準ずるものとします。

(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)

第 26 条 自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法の規定に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第 22 条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に準ずるものとします。

第7章 利用中止及び利用停止

(4G 通信サービスの利用中止)

第 27 条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、4G 通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第 33 条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) 特定の契約者回線又は付随契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線又は付随契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (4) 第 9 条の 2(契約者識別番号)第 3 項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線及び付随契約者回線について、4G 通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、4G 通信サービスの利用を中止することがあります。
- この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、前 2 項の規定により 4G 通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでありません。

(4G 通信サービスの利用停止)

第 28 条 当社は、契約者(4G プリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。以下この条において同じとします。)

が次のいずれかに該当する場合には、6 ヶ月以内で当社が定める期間(4G 通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者の確認ができるまでの間とします。)、その 4G 通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、4G 通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。)以外において支払われた場合であつて、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)。
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の 4G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 4G 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第 14 条(4G 通信サービス契約者の氏名等の変更の届出)の規定に違反したとき又は第 14 条の規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。
- (5) 契約者がその 4G 通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の 4G 通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第 56 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線又は付随契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第 20 条(自営端末設備に異常がある場合の検査)若しくは第 24 条(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)の規定に違反して、当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記 1 に定める技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線又は付随契約者回線への接続を取りやめなかつたとき。
- (8) 第 21 条(自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)、第 22 条(自営端末設備の電波法に基づ

く検査)、第 25 条(自営電気通信設備の電波発射の停止命令があつた場合の取扱い)又は第 26 条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(9) 第 44 条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。

(10) 付随契約者回線通信機能の請求に当たつての当社への契約者情報の申告及び確認によって契約者回線の契約者情報が事実に反することが判明したとき。

(11) 契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を 4G 通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。

(12) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。

(13) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 16 条の 2 (4G 通信サービス契約者の契約者確認) に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。

(14) 警察機関が 4G 通信サービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であつて、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る 4G 通信サービスの利用を停止する要請があつたとき。

2 当社は、前項の規定により 4G 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

(1) 前項第 5 号の規定により、4G 通信サービスの利用停止を行うときであつて、緊急やむを得ないとき。

(2) 前項第 11 号又は第 14 号の規定により 4G 通信サービスの利用停止を行うとき。

3 第 1 項及び第 2 項の場合において、当社は、4G 通信サービスの利用の停止と同時に同時申込契約に係るサービスの利用も停止するものとします。

4 当社は、同時申込契約に係るサービスの利用の停止があつたときは、同時にその 4G 通信サービスの利用も停止するものとします。

5 4G データプリペイド通信サービスの利用を停止された 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者は、料金等の適用に規定する料金の前払い登録を行うことはできません。

6 当社は、4G データプリペイド通信サービスの利用を停止した場合(第 1 項第 1 号から第 2 号の規定により 4G データプリペイド通信サービスの利用を停止した場合を除きます。)、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間の取扱いは、料金等の適用に定めるところによります。

(4G プリペイド通信サービスの利用停止)

第 28 条の 2 当社は、4G プリペイド通信サービスの利用可能期間が終了したときは、その発信に係る利用を停止します。

ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定によるほか、4G プリペイド通信サービスの利用可能期間内に前払い残高がなくなったときは、4G プリペイド通信サービスの発信に係る利用を停止します。

ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。

3 当社は、前 2 項の規定によるほか、4G プリペイド通信サービスを選択した契約者が第 28 条(4G 通信サービスの利用停止)第 1 項第 3 号から第 8 号又は第 11 号から第 14 号のいずれかに該当する場合には、当社が別に定める期間(第 13 号に該当する場合には、その事実が解消されるまでの間とします。)、その 4G プリペイド通信サービスの利用を停止することができます。

4 当社は、前 3 項の規定により 4G プリペイド通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

- (1) **4G プリペイド通信サービス**を選択した契約者が第 28 条第 1 項第 5 号に該当することにより、**4G プリペイド通信サービス**の利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないとき。
 - (2) **4G プリペイド通信サービス**を選択した契約者が第 28 条第 1 項第 11 号又は第 14 号に該当することにより **4G プリペイド通信サービス**の利用停止を行うとき。
- 5** **4G プリペイド通信サービス**の利用を停止された **4G プリペイド通信サービス**を選択した契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。
- 6** 当社は、**4G プリペイド通信サービス**の利用を停止した場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第29条 通信には、次の種類があります。

種類
1 一般通信
2 相互接続通信

2 通信には、次の区別があります。

区別	内 容
通話モード	パケット交換方式(FDD-LTE 方式に係るものに限ります。)により音声その他の音響の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	パケット交換方式により、符号の伝送を行うためのもの
メッセージ通信モード	パケット交換方式により、文字、数字又は記号等の伝送(当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

3 前項に規定する通信の区別における伝送速度は、通信の状況等により変動します。

4 第2項に規定するほか、契約者は、数字又は文字等で作成された情報を受信することができます。受信方法その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

5 前項に規定する情報のうち、緊急速報メール(当社が気象庁の提供する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報及び噴火に関する特別警報(気象業務法施行令(昭和27年11月29日政令第471号)第4条に定める地震動警報及び津波警報並びに同令第5条に定める気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、津波特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報をいいます。)に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報)については、第10条(契約者回線の利用の一時中断)、第28条(4G通信サービスの利用停止)又は第28条の2(4Gプリペイド通信サービスの利用停止)の規定にかかわらず、4G通信サービスの利用の一時中断をしている場合又は利用を停止されている場合であっても受信することができます。

ただし、移動無線装置又は移動無線装置の状態によって緊急速報メールを受信することができない場合があります。

6 4G通信サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第3(通信料)に定めるところによります。

(契約者回線又は付随契約者回線との間の通信)

第30条 契約者回線又は付随契約者回線との間の通信は、その契約者回線又は付随契約者回線に接続されている移動無線装置が第5条(営業区域)に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続点との間の通信)

第31条 相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といいます。)は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

- 3** 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

(付随契約者回線の通信)

第 31 条の 2 付随契約者回線の通信については、契約者回線の通信とみなして取り扱い、この約款を適用します。

(インターネット接続サービスの利用)

第 32 条 契約者は、インターネット接続サービス(4G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用するすることができます。

- 2** 当社はインターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。
- 3** 前 2 項の規定によるほか、インターネット接続サービスの利用に関するその他の提供条件については、この約款に規定するところによります。

(国際アウトローミング機能の利用)

第 32 条の 2 当社は、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

- 2** 前項の規定によるほか、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた損害について、当社が責任を負うときは、第 51 条(責任の制限)の規定に準じて取り扱います。
- 3** 国際アウトローミング機能に係る料金は、当社が定めるものとし、契約者は料金表第 1 表第 5(国際アウトローミング通信料)に規定する国際アウトローミング機能の利用に係る通信料(以下「国際アウトローミング通信料」といいます。)の支払いを要します。
ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。
- 4** 当社は、前項の規定に基づいて算定した国際アウトローミング通信料を 4G 通信サービスの料金に合算して請求します。
この場合において、国際アウトローミング通信料は、第 43 条(料金の計算等)、第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞利息)の規定に基づいて取り扱います。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限)

第33条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関に提供している契約者回線又は付随契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線又は付随契約者回線に係る電気通信設備への通信を中止する措置を含みます。)。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記2に定める基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への相互接続通信の利用を制限する措置。

2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により取得された端末、代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと当社が判断した端末又は当社が別に定める条件を満たした端末であることにより、当社が取扱所交換設備に利用制限端末として登録した自営端末設備が、契約者回線又は付随契約者回線に接続された場合に、4G通信サービスの利用を制限する措置。
- (2) 第56条(利用に係る契約者の義務)第1項第2号に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線、付隨契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先(転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。)への通信を制限する措置。
- (3) 無線設備規則、別記1の技術基準及び技術的条件、事業法施行規則第31条で定める場合又は技術基準相当基準に適合しない自営端末設備が、契約者回線又は付隨契約者回線に接続された場合に、4G通信サービスの利用を制限する措置。
- (4) 当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備との間の通信が著しくふくそうする場合に、当該協定事業者との間の相互接続点からの相互接続通信(電子メールに係るものであって、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージ

データ変換機能又は電子メール機能(i)を利用する契約者回線へ行われる通信に限ります。)の利用を制限する措置。

(5)当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から多数の契約者回線を指定して一括して送出された電子メールであって、指定先のうち実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認知した場合に、当社が設置する電気通信設備(メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に係るものに限ります。)へのその電子メールの蓄積を拒否する措置。

(6)別記6に定める連続した時間内に、契約者回線から別記6に定める数を超えるメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信が行われた場合に、当該契約者回線からのメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信を別に定める間制限する措置。

(7)契約者がその契約に基づき支払う料金の累計額が、当社が定める基準を超えたときに、国際通信を制限し、及び当社が定める付加機能の利用を停止する措置。

(8)S!機能、S!機能(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)に係る電気通信設備が著しくふくそするおそれがあると当社が認めた場合に、当該機能を利用する4G通信サービス契約者に対し、その機能の全部又は一部を制限する措置。

(9)契約者回線又は当社の電気通信設備等に対し、一定時間内に大量又は多数の通信が行われ、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれがあると当社が認めた場合において、契約者回線による全部又は一部の通信の利用を制限又は中止する措置。

3 当社は、前2項の規定によるほか、契約者の契約者回線又は付随契約者回線から行った通信に関して、次の措置を執ることができます。

この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(1) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置

(2) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付随契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付隨契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付隨契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線又は付隨契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置を執ることができます。

5 前4項の場合において、当社は、4G通信サービスの利用の制限と同時に同時申込契約に係るサービスの利用を制限する措置を執ることができます。

(通信の切断)

第34条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

(1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。

(2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

(通信時間等の制限)

第35条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするとき又はふくそうするおそれがあるときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線、付随契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第36条 通信時間、情報量及び通信回数の測定等については、料金表第1表第3(通信料)又は料金表第1表第5(国際アウトローミング通信料)に規定するところによります。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第37条 当社が提供する4G通信サービスの料金は、料金表第1表(料金)に規定する基本使用料、付加機能使用料、通信料(料金表第1表第3(通信料)に規定する通信の付加サービスの利用に関する料金を含みます。以下同じとします。)、相互接続番号案内料、解除料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び4Gプリペイド通信サービスに係る前払い料金とします。

2 前項の規定によるほか、別記5に定める海外事業者の電気通信設備を主として使用して提供する国際アウトローミング機能の料金は、料金表第1表に規定する国際アウトローミング機能通信料とします。

3 当社が提供する4G通信サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払い義務

(基本使用料等の支払い義務)

第38条 契約者(4Gプリペイド通信サービス又は4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。以下のこの条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が契約者回線、付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の場合であるときは、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本使用料)又は第2(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により、4G通信サービス及び同時申込契約に係る電気通信サービス(以下の条及び第51条(責任の制限)において「4G通信サービス等」といいます。)を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止(4Gプリペイド通信サービスにあっては、第28条の2(4Gプリペイド通信サービスの利用停止)第1項又は第2項の規定による4Gプリペイド通信サービスの利用停止を除きます。)があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、4G通信サービス等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりその4G通信サービス等を全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその4G通信サービス等についての料金
2 4Gチップ(r)の変更又は4Gチップ(e)に登録されている情報の変更に伴って、当社の都合により4G通信サービス等を利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその4G通信サービス等についての料金

3 当社は、4Gプリペイド通信サービスを選択した契約者(第28条の2第1項の規定に基づき利用を停止された者を除きます。)の責めによらない理由によりその4Gプリペイド通信サービスを全く利用することができない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときは、全く利用できない状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について24時間ごとに日数を計算し、その日数分について、利用可能期間を延長します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(通信料の支払い義務)

第39条 契約者は、その契約者回線又は付随契約者回線から行った通信等(当該契約者回線又は付随契約者回線の契約者以外の者が行った通信を含みます。)について、当社等が測定した通信時間、情報量又は通信回数と料金表第1表第3(通信料)の規定に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信に関する料金について、別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払い義務については、前2項の規定にかかわらず、第46条の2(相互接続通信の料金の取

扱い)に規定するところによります。

- 4 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつたときは、料金表第1表第3の規定により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

(解除料の支払い義務)

第40条 契約者は、当社が別に定める規定に該当する場合には、料金表第1表第6(解除料)に規定する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、当社は、事業法施行規則第22条の2の3 第2項に規定する通知を行う場合、契約者が当社が別に定める規定による解除料の適用除外の適用を受ける期間を、あらかじめメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを配信する方法(以下、「電子メール等」といいます。)により通知します。この場合において、通常、契約者が当該電子メール等を受信すべきときに、契約者に到達したものとみなします。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社が電子メール等を送信できないと判断した契約者に対しては、書面により通知します。

(手続きに関する料金の支払い義務)

第41条 契約者は、4G通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第7(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払い義務)

第41条の2 契約者は、料金表第1表第8(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(電話リレーサービス料の支払い義務)

第41条の3 契約者は、料金表第1表第9(電話リレーサービス料)に規定する電話リレーサービス料の支払いを要します。

ただし、番号規則に定めるデータ伝送携帯電話番号を用いる場合又は当社が別に定める場合は、この限りではありません。

(工事費の支払い義務)

第42条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又は工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があつたときは、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつた時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(契約者以外の者による料金の支払い)

第 42 条の 2 契約者(4G プリペイド通信サービス又は 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。以下この条において同じとします。)及び契約者以外の者(以下この条において「支払者」といいます。)の同意のもと、契約者の 4G 通信サービス等の料金その他の債務及び契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に関する料金その他の債務(その契約約款及び料金表等に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、契約者の 4G 通信サービス等の料金その他の債務と併せて、以下「契約者の債務」といいます。)の支払いについて、支払者に請求先を設定する申込みがあり、当社がそれを承諾した場合は、当社は申し込まれた支払者に契約者の債務の支払いを請求します。この場合であっても、支払者は契約者のために請求先として設定されるものであり、契約者の債務は、契約者が負担しているものとします。

2 前項の規定により、当社が支払者に契約者の債務の支払いを請求している場合、支払者が契約者の債務について支払いを拒んだと当社が認めたときは、当社は契約者に契約者の債務の支払いを請求することがあります。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 預託金

(預託金)

第44条 契約者、4G通信サービスに係る契約の申込みをする者又は4G通信サービスに係る利用権を譲り受けようとする者は、次のいずれかに該当する場合には、4G通信サービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 4G通信サービスに係る契約の申込みの承諾を受けるとき。
 - (2) 4G通信サービスに係る利用権の譲渡の承認がなされるとき。
 - (3) 第28条(4G通信サービスの利用停止)第1項第1号又は第2号の規定による利用の停止があり、その利用の停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、当社が別に定める額(1契約ごとに10万円以内とします。)とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、4G通信サービスに係る契約の解除又は4G通信サービスに係る利用権の譲渡等預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 45 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れたときは、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 46 条 契約者は、4G 通信サービス等の料金その他の債務(預託金及び延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第 46 条の 2 契約者、協定事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者又は他社公衆電話

(NTT 東日本株式会社又は NTT 西日本株式会社が街頭その他の場所に電話機等(電話機及びこれに付随する設備をいいます。)を設置して公衆の利用に供する電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

- 2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱い等については、相互接続協定に基づき別記 12 に定めるところによります。
- 3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者がその契約約款及び料金表に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- 4 削除

第 10 章 保守

(当社の維持責任)

第 47 条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 48 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、別記 1 に定める技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、自営端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 49 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線又は付随契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線又は付隨契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱所等において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 50 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 33 条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順序に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修 理 又 は 復 旧 す る 電 気 通 信 設 备
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの

	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記2に定める基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの 国又は地方公共団体の機関に提供されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

- 3 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線又は付随契約者回線について、その契約者識別番号を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 51 条 当社は、4G 通信サービス等を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかつたときは、その 4G 通信サービス等が全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、4G 通信サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した当該 4G 通信サービス等に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第 1 表第 1(基本使用料)及び第 2(付加機能使用料)(当社が別に定めるものを除きます。)に規定する料金。

(2) 料金表第 1 表第 3(通信料)に規定する料金(4G 通信サービス等を全く利用できない状態が連続した時間の初日の属する料金月の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料(前 6 料金月の実績を把握する事が困難な場合には、4G 通信サービス等を全く利用できない状態が生じた日数の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料に基づき算出します。))。

(3) 5G 通信サービス契約約款に規定する料金(特定契約サービス(5G)契約者に限ります。)

3 前 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により 4G 通信サービス等の提供をしなかつたときは、前 3 項の規定は適用しません。

(免責)

第 52 条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号又はメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第 12 章 雜則

(番号案内)

第 52 条の 2 当社は、別に定めるところにより、契約者識別番号を案内します。

ただし、契約者からあらかじめ契約者番号の案内を省略したい旨の請求があつたものについては、この限りではありません。

2 当社は、電話番号案内事業者(ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社とします。)が提供する電話番号案内への接続により電気通信番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

(相互接続番号案内料の支払い義務等)

第 52 条の 3 協定事業者の電話番号案内(以下「相互接続番号案内」といいます。)の利用に係る料金は、当該協定事業者が提供する電話番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、契約者は料金表第 1 表第 4(相互接続番号案内料)に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料(以下「電話番号案内接続通信料」といいます。)の支払いを要します。

2 当社は、前項の規定に基づいて算定した相互接続番号案内料(料金表第 1 表第 4 に規定する番号案内料及び電話番号案内接続通信料をいいます。以下同じとします。)を 4G 通信サービスの料金に合算して請求します。この場合において、相互接続番号案内料は、第 43 条(料金の計算等)、第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞利息)の規定に基づいて取り扱います。

3 前 2 項の規定によるほか、電話番号案内接続通信料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとします。

(発信者番号通知)

第 53 条 契約者回線又は付随契約者回線からの通信(通話モードに限ります。以下この条において同じとします。)については、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

ただし、その通信について発信者がこの取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の規定にかかわらず、付随契約者回線から番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信については、付隨契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

(発着信規制)

第 54 条 当社は、契約者回線若しくは付隨契約者回線から行う通信又は契約者回線若しくは付隨契約者回線へ行われる通信について、契約者があらかじめ契約者回線に係る端末設備のボタン操作等により行った指定に基づき規制(以下「発着信規制」といいます。)を行います。

ただし、発着信規制を行うための操作によっては、付隨契約者回線に係る規制が行われないことがあります。

2 発着信規制には、次の種類があります。

種 類	内 容
発信規制	契約者回線又は付隨契約者回線から行う通信を規制するもの
着信規制	契約者回線又は付隨契約者回線へ行われる通信を規制するもの

3 発信規制には、次の区分があります。

区 分	内 容

発信規制 1	契約者回線又は付随契約者回線から行う通信（番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信を除きます。）を規制するもの
発信規制 2	契約者回線又は付随契約者回線から本邦外へ行う通信を規制するもの

4 着信規制には、次の区分があります。

区分	内容
着信規制 1	契約者回線又は付随契約者回線へ行われる通信を規制するもの
着信規制 2	契約者回線又は付随契約者回線へ行われる通信（その契約者回線の契約者が国際アウトローミング機能を利用しているときに行われる通信に限ります。）を規制するもの

5 発着信規制は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができないことがあります。

- (1) 契約者回線又は付随契約者回線に発着信規制の指定ができない種類の端末設備を接続しているとき。
- (2) 自動着信転送機能又は留守番通信機能を利用しているとき。
- (3) その他技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

6 当社は、第1項の請求があったときは、同時に同時申込契約に係る発着信規制の請求があつたものとみなして取り扱います。

7 削除

(承諾の限界)

第55条 当社は、契約者から手続きその他の請求があつた場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又は4G通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第55条の2 契約者又は4G通信サービスに係る契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを経由して当社所定の書式をサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等をすることができます。

(利用に係る契約者の義務)

第56条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
- (2) 故意に契約者回線又は付随契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 4Gチップ等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 4Gチップ(r)を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) インターネット接続サービスの利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

なお、別記 3 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があつたものとみなします。

(7) 削除

- (8) 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 11 条(4G 通信サービス利用権の譲渡)に規定するところにより、当社の承認を受けること。
- (9) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2(付加機能使用料)に規定する付加機能(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i))とします。以下この条において同じとします。)の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

また、同一の契約者回線において繰り返し第 33 条(通信利用の制限)第 2 項第 6 号の規定による制限を受けた場合は、当社は、当該契約者回線を使用している契約者により本項の義務違反があつたものとみなして取扱うことがあります。

なお、別記 7 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があつたものとみなします。

- (10) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2 に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。
- (11) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2 に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。
- (12) 前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを送信する行為を行わないこと。
- (13) 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与するときは、あらかじめその旨を当社が指定する方法により、当社へ申告し、当社の承認を受けること。
- (14) 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与するときは、貸与を受ける者(契約者から貸与を受ける者に限りません。)に対して、本項第 13 号と同様の当社の承認に関する義務を負わせること。
- (15) 携帯電話不正利用防止法第 10 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する第 3 条第 2 項の規定に違反して、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与しないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して 4G チップ(r)を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者回線又は付随契約者回線について、4G 通信サービスの提供に係る端末設備又は当社が貸与している 4G チップ(r)を業として貸与する場合において、貸与を受ける者(契約者から貸与を受ける者に限りません。)が、下表の左欄に該当するときは、右欄の事由があるものとみなして取り扱います。

第 1 項第 14 号に規定する第 1 項第 13 号と同様の当社の承認を受けないとき	契約者による第 56 条第 1 項第 13 号の違反
携帯電話不正利用防止法に違反したとき	契約者による携帯電話不正利用防止法の違反

(端末設備等の持込み)

第 57 条 契約者は、次のいずれかに該当する場合には、その自営端末設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。)、自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。)又は 4G チップ(r)を当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。
- (2) 第 19 条(自営端末設備の接続)から第 22 条(自営端末設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営端末設備の検査又は第 23 条(自営電気通信設備の接続)から第 26 条(自営電気通信設備の電波法に基づく検査)の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。
- (3) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。
- (4) その他当社が必要と認めるとき。

(技術的事項及び技術資料の閲覧等)

第 58 条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、4G 通信サービスを利用するうえで参考となる別記 20 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(有料情報サービスに係る債権の譲受け等)

第 59 条 契約者は、有料情報サービス(4G 通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者(以下「情報提供者」といいます。)が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。)の利用により生じた情報提供者の債権を、当社がその情報提供者から譲り受け、4G 通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。

この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権(契約者以外の者が利用したものも含みます。以下同じとします。)を当社がその情報提供者から譲り受け、その債権額を 4G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び情報提供者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出でていただいた上で、有料情報サービスの利用規制をすることできます。
- 4 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 5 当社は、第 1 項の規定により譲り受ける情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、4G 通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
- 6 前項の場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、当社機器により計算します。
- 7 第 1 項の規定により譲り受ける情報提供者の債権については、第 45 条(割増金)及び第 46 条(延滞利息)並びに料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 8 有料情報サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(回収代行サービスに係る取扱い)

第 60 条 契約者は、回収代行サービス(4G 通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行について当社の承諾を得た者(以下「商品等提供者」といいます。)が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金を 4G 通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金(契約者以外の者が利用したものも含みます。以下同じとします。)を当社がその商品等提供者の代理人として 4G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2** 契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができます。
(1) 回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
(2) 4G 通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
(3) 回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
(4) その他当社が別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3** 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出でていただいた上で、回収代行サービスの利用規制をすることがあります。
- 4** 当社は、第 1 項の規定により回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
- 5** 契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 6** 第 1 項の場合において、回収する回収代行サービスの料金は、当社機器により計算します。
- 7** 当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 8** 契約者は、回収代行サービスを利用して購入した商品若しくは権利又は提供を受けた役務について、その購入に係る申込みの撤回又は商品の返品若しくは変更等が行われたときであっても、回収代行サービスの料金を、当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金の返還その他の取扱いについて、商品等提供者と協議していただきます。
- 9** 契約者は、回収代行サービスを利用して商品若しくは権利等の購入又は役務の提供に係る申込みが行われた後に、4G 通信サービス契約の解除又は4G 通信サービス利用権の譲渡があった場合、その申込みが撤回されたものとして取り扱われる場合があることを承諾していただきます。
- 10** 回収代行サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。
- 11** 前 10 項の規定によるほか、当社は、回収代行サービスの料金を、商品等提供者からその債権を譲り受けた者(当社が別に定める者に限ります。)の代理人として、4G 通信サービスの料金に合算して請求することができます。この場合におけるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(契約者に係るパーソナルデータの利用)

第 61 条 当社は、契約者のパーソナルデータ(個人に関するすべてのデータを意味し、個人情報保護法における個人情報には限られません。以下「契約者に係るパーソナルデータ」といいます。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

- 2** 削除
3 削除
4 契約者に係るパーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

(契約者に係るパーソナルデータの第三者提供)

- 第 62 条** 契約者は、第 15 条(4G 通信サービス契約者が行う4G 通信サービス契約の解除)、第 16 条(当社が行う4G 通信サービス契約の解除)の規定に基づき契約を解除した後、現に4G 通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者(携帯電話事業者及び BWA アクセスサービス事業者に限ります。)からの請求に基づき、契約者に係るパーソナルデータを当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 2** 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、携帯電話事業者からの請求に基づき、契約者に係るパーソナルデータを当社が通知することに予め同意するものとします。

- (1) 第 56 条(利用に係る契約者の義務)第 1 項第 9 号から第 12 号の違反により、第 28 条(4G 通信サービスの利用停止)又は第 28 条の 2(4G プリペイド通信サービスの利用停止)に基づき、4G 通信サービスの利用停止があったとき。
- (2) 第 56 条第 1 項第 9 号から第 12 号の違反により、第 16 条において準用する当社が行う契約の解除の規定に基づき、4G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
- (3) 第 28 条第 1 項第 13 号又は第 28 条の 2 第 3 項(第 28 条第 1 項第 13 号に該当する場合に限ります。)の規定に基づき、4G 通信サービスの利用停止があったとき。
- 3 契約者は、その契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信又はパケット通信モードによる通信(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i))の利用による通信に限りません。)について、その通信を受信した携帯電話事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者がその契約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者が、他の携帯電話事業者(当社を含みます。)に当該通信を行った契約者に係るパーソナルデータ及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。
- 4 当社は、国際電気通信事業者(別記 13 に定める事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、契約者(その国際電気通信事業者の契約約款の規定に基づき電話利用契約(別記 13 に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)を締結している者若しくは電話利用契約の申込みをした者)に係るパーソナルデータを提供する場合があります。
- 5 前 4 項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係るパーソナルデータを提供する場合があります。

(住民票取得の同意)

第 62 条の 2 契約者は、債権管理のために当社が必要と認めた場合には、契約者の住民票を当社が取得し利用することに同意するものとします。

(注意喚起)

第 62 条の 3 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(事業法第 116 条の 2 第 1 項第 1 号に定めるものをおきます。)により 4G 通信サービスの提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(法令に関する事項等)

第 63 条 4G 通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(電気通信サービスの休止及び廃止)

第 63 条の 2 当社は、電気通信サービスの全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止しようとする電気通信サービスを利用している契約者にそのことを通知します。ただし、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する電気通信サービスを休止又は廃止するときは、この限りではありません。

(合意管轄)

第 64 条 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判

所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 65 条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 13 章 付随サービス

(付随サービス)

第 66 条 4G 通信サービスに係る付随サービスの取扱いについては、別記 8 から 10、別記 14 から 17 及び 19 に定めるところによります。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 当社が提供する 4G 通信サービスの料金、工事費及び付随サービスに関する料金は別表に定めるほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 同時申込契約に係る料金等については、同時申込契約に係るサービスの契約約款に定めるほか、この約款に併せて定めます。

(料金の計算方法等)

- 3 当社は、契約者(4G プリペイド通信サービス又は 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)がその契約に基づき支払う料金のうち、月額で定める料金(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を除きます。以下「月額料金」といいます。)、通信料、相互接続番号案内料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず隨時に計算し、その支払いを請求します。
- 3 の 2 当社は、3 の規定によるほか、国際アウトローミング機能の利用に係る通信料は、料金月によらず別に定める期間に従って計算します。
- 4 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合は、3 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。この場合における月額料金、通信料、相互接続番号案内料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料については、当社が別に定める期間を 1 の料金月として請求します。
- 5 当社は、通信料(4G プリペイド通信サービス及び 4G データプリペイド通信サービスに係る通信料を除きます。)については、通信の種類等にかかわらず、その全ての料金を合計した額により、支払いを請求します。
- 5 の 2 当社は、4G プリペイド通信サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、付加機能使用料、当社が別に定める 3GB プラン及び 100MB プランについては 30 日間を 1 料金月とみなして計算します。ただし、3GB プランについては料金月内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 3GB に達した場合及び 100MB プランについては料金月内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 100MB に達した場合は、その時までを 1 料金月とみなして計算します。

(月額料金の日割り)

- 6 当社は、次の場合が生じたときは、料金のうち月額料金をその利用日数に応じて日割りします。ただし、当社が別に定める月額料金については、この限りでありません。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に契約者回線又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の起算日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の起算日に契約者回線又は付加機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日に 4G 通信サービスに係る利用権の譲渡があったとき。
 - (5) 料金月の起算日以外の日に料金額等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (6) 第 38 条(基本使用料等の支払い義務)第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 4 の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 7 6 の第 1 号から第 6 号の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合において

て、第38条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

8 6 の第7号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(電子データによる請求額の通知)

10 当社は、契約者回線及び付随契約者回線に係る4G通信サービスの請求額を、当社が設置した情報蓄積装置(請求額に係る電子データ等を蓄積するための電気通信設備をいいます。以下同じとします。)に登録した電子データにより契約者の閲覧に供します。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

11 当社は、**10**の情報蓄積装置に請求額に係る電子データを登録したことをもって、契約者に請求額を通知したものとみなします。

(料金の前払い登録)

12 4Gプリペイド通信サービス契約者は、4Gプリペイド通信サービスの利用に先立ってこの約款の規定により、料金の支払い及び料金の前払い登録を行っていただきます。また、4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者は、初回の利用可能期間が経過した後に、4Gデータプリペイド通信サービスの利用をする場合は、この約款の規定により、料金の支払い及び料金の前払い登録を行っていただきます。

12の2 当社は、4Gプリペイド通信サービスについて、4Gプリペイド通信サービス契約者からあらかじめ申出があった場合は、前払い残高について当社が別に定める額を下回ったときに、4Gプリペイド通信サービス契約者が新たに料金の前払い登録の利用の請求を行ったものとみなして取り扱います。この場合において、新たな利用可能期間は、前払い登録を行った日の翌日から起算します。

12の3 **12の2**に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

13 12及び12の2の規定により支払われた料金は、利用の有無にかかわらず返還しません。

13の2 **12及び12の2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、4Gプリペイド通信サービスの料金の前払い登録はできません。**

- (1) 料金の前払い登録の期限（当社が別に定めるところにより指定するものをいいます。）を経過したとき。
- (2) 既に登録済みのプリペイド番号（4Gプリペイド通信サービス契約者が、4Gプリペイド通信サービスの利用に先立って料金の支払いを行うつど、当社が発行する番号をいいます。以下同じとします。）により料金の前払い登録を再度行ったとき。
- (3) 料金の前払い登録を行うことにより、前払い残高が第**10**（4Gプリペイド通信サービスに係る前払い料金の適用）**1**（適用）に規定する額を超えるとき。

14 4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者は、4Gデータプリペイド通信サービスの利用可能期間内は、追加の登録を行うことはできません。

15 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その利用可能期間の残日数を無効とします。この場合において、当社は、前払い額については返還しません。

- (1) 4G通信サービス契約の解除があったとき。
- (2) その利用可能期間が終了したとき。

16 料金の支払い及び料金の前払い登録に関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(料金等の支払い)

17 契約者(4G プリペイド通信サービス又は 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者を除きます。)は、料金、工事費及び付随サービスに関する料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

18 17 に規定する料金、工事費及び付隨サービスに関する料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

18 の 2 当社は、4G プリペイド通信サービスの利用可能期間内において、次のいずれかに該当する場合には、その都度、4G プリペイド通信サービスの料金を前払い残高から減額します。

(1) 4G プリペイド通信サービス契約者がその契約者回線から通信等を行ったとき。

(2) 当社が 4G プリペイド通信サービス契約者に当社が別に定める 4G プリペイド通信サービスに係る定額通信料の適用を適用したとき。

(3) 4G プリペイド通信サービスの契約者回線に提供している当社が別に定める 3GB プランに係る料金月の初日が到来したとき又は 30 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 3GB を超過したとき。

(4) 4G プリペイド通信サービスの契約者回線に提供している当社が別に定める 100MB プランに係る料金月の初日が到来したとき又は 30 日以内にパケット通信モードによる通信の情報量の累計が 100MB を超過したとき。

18 の 3 当社は、18 の 2 に規定する通信等を行っているときにその 4G プリペイド通信サービス契約者の前払い残高がなくなったことを当社が認知したときは、当該通信を打ち切ります。

19 4G データプリペイド通信サービスを選択した契約者に係る料金の支払いは、次のとおりとします。

(1) 前払い登録に係る料金については、当該前払い登録と同時に当社が指定する方法にて支払っていただきます。

(2) (1)以外の料金並びに工事費については、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

20 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

21 当社は、契約者の 1 月の支払い額(当社が別に定める料金に係るものに限ります。)が 5,000 円(税込)に満たないときは、2 月分の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

(前受金)

22 当社は、料金、工事費及び付隨サービスに関する料金について、契約者の要請があつたときは、前受金には利子を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

23 第 38 条(基本使用料等の支払い義務)から第 42 条(工事費の支払い義務)、第 46 条の 2(相互接続通信の料金の取扱い)又は第 52 条の 3(相互接続番号案内料の支払い義務等)の規定その他この約款に規定する料金、工事費及び付隨サービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない料金額をいいます。以下同じとします。)とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

ただし、税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)で料金を定めるもの並び

に国際通信、国際メッセージ通信及び国際アウトローミング機能の利用による通信については、この限りではありません。

23の2 当社は、この約款において税抜価格で料金を定めるときは、その額に消費税法第63条に基づき、税込価格をこの約款に併記することとし、括弧内に税込価格を規定するものとします。

23の3 23の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、契約者への請求額とこの約款に定める税込価格が異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

24 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

25 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、当社のホームページに掲示する等の方法によりそのことを周知します。

(用語の定義)

26 この料金表においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
着信短縮ダイヤル番号	契約者からの請求により当社が付与した記号を含めた5桁の数字からなる番号
なりすまし電子メール	送信元の電子メールアドレスを詐称したもの
祝日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日

第1表 料金（工事費、証明手数料及び付随サービスに関する料金等を除きます。）

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第38条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 適用

基本使用料の適用	
(1) 料金種別の選択等	<p>ア 当社は、2(料金額)に規定する料金種別（以下「料金種別」といいます。）により、基本使用料を適用します。</p> <p>イ 契約者は、4G通信サービスの利用に先立って、料金種別のいずれかを選択していただきます。</p> <p>ただし、料金種別の基本プラン(音声)又は基本プラン(データ)については、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合(料金種別の基本プラン(音声)又は基本プラン(データ))については、この基本使用料の適用に規定する場合のほか、当社が別に定めるところによります。)は、選択することができません。</p> <p>ウ 4G通信サービス契約者は、料金種別を変更するときは、そのことをサービス取扱所に届け出でいただきます。</p> <p>エ 当社は、ウの届出があったときは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月から変更後の料金種別の料金額を適用します。</p> <p>ただし、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、この限りでありません。</p> <p>オ 当社が別に定める料金種別に係る契約者回線又は付随契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるもの又は他人の通信を媒介するものと当社が認める場合は、あらかじめ料金種別を変更する日及び変更する料金種別を契約者に通知のうえ、当社が指定する料金種別に変更するとともに、一定期間他の料金種別への変更を制限します。</p> <p>この場合において、当社は、その契約者回線又は付隨契約者回線について、契約者以外の者の用に供され、それが業として行われていた又は他人の通信を媒介していたと当社が認めた日から、契約者が、変更後の料金種別を選択していたものとみなして料金を再計算し、既に支払済みの料金額との差額を、契約者に請求します。</p> <p>カ 利用期間の定めがある料金種別等に係る利用期間の取扱いは、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日(その料金種別に係る取扱いが更新されたものであるときは、その更新があった日とします。)の属する料金月から起算して、当社が別に定める利用期間が経過することとなる料金月の末日をもって満了するものとします。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合はこの限りでありません。</p>
(2) 各種割引の適用等	<p>ア 当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線に係る基本使用料又はその契約者回線若しくは付隨契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。</p>

	<p>ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p> <p>イ 契約者は、適用中の割引等の変更又は廃止を行うときは、そのことをサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>ウ 当社は、契約者が料金種別を変更したときは、適用中の割引等の変更又は廃止を行うことがあります。</p> <p>エ 当社は、業務の遂行上やむを得ないときは、この1-1の規定にかかわらず、選択制による割引等の開始日若しくは廃止日又は適用を変更することがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p>
--	--

2 料金額

2-1 4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)基本使用料

2-1-1 タイプ I に係るもの

料金種別	単位	料金額（月額）
基本プラン(音声)	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定めるところによります。

2-3 4G データ通信サービス契約者、4G データ通信サービス(i)契約者、4G データ通信サービス(s)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)基本使用料

料金種別	単位	料金額（月額）
基本プラン(データ)	1 契約ごとに	提供条件は当社が別に定めるところによります。

第2 付加機能使用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第38条（基本使用料等の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

付加機能使用料の適用				
(1) 付加機能の利用の請求の取扱い等	<p>ア 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、4G通信サービス(f)契約者、4G通信サービス(s)契約者、4G通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)から利用の請求があったものとみなして取り扱います。ただし、料金種別の基本プラン(音声)を選択している契約者は、(7)、(ウ)、(エ)及び(オ)について、利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(7) 自動着信転送機能 (イ) 留守番通信機能 (ウ) 特定情報接続機能 (エ) 迷惑文字メッセージ防止機能 (オ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>イ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、4Gデータ通信サービス契約者、4Gデータ通信サービス(i)契約者、4Gデータ通信サービス(s)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)から利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(7) 特定情報接続機能 (イ) 迷惑文字メッセージ防止機能 (ウ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>ウ 当社は、2（料金額）に別段の定めがないときは、次の付加機能について、4Gプリペイド通信サービス契約者から利用の請求があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(7) 迷惑文字メッセージ防止機能 (イ) なりすまし文字メッセージ配信拒否機能</p> <p>エ 当社は、S!機能について、4G通信サービス(IoT)契約者から利用の請求があったものとしてみなして取り扱います。この場合において、4G通信サービス(IoT)契約者は、第38条（基本使用料等の支払い義務）の規定にかかわらず、S!機能に係る月額料金の支払いを要しません。</p> <p>オ 当社が提供する付加機能については、2（料金額）に定めるほか、当社が別に定めるところによります。</p>			
(2) 4Gプリペイド通信サービス契約に係るS!機能又はS!機能(i)の取り扱い等	<p>当社は、4Gプリペイド通信サービス契約者からのS!機能又はS!機能(i)の利用の請求の有無にかかわらず、S!機能又はS!機能(i)のうち、次表に規定する機能を提供します。</p> <p>ア タイプA又はタイプCに係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの</td> </tr> <tr> <td>蓄積通知機能</td> </tr> </tbody> </table>	機能	メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの	蓄積通知機能
機能				
メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの				
蓄積通知機能				

	迷惑メール防止機能
	なりすまし電子メール配信拒否機能
	URL 付電子メール配信拒否機能
	指定受信拒否機能
イ タイプ B に係るもの	
	機能
	電子メール機能(i)
	メッセージデータ機能のうちメッセージデータの蓄積に係るもの
	蓄積通知機能
	迷惑メール防止機能(i)
	なりすまし電子メール配信拒否機能
	URL 付電子メール配信拒否機能
	指定受信拒否機能

2 料金額

	区分	単位	料金額
1 自動着信転送機能	1 その契約者回線へ行われた通信(パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信を除きます。以下この欄において同じとします。)を、あらかじめ指定された他の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備等に、自動的に転送する(当該契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことによる転送を含みます。)ことができるようとする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	無料
提供条件	(1) 自動着信転送機能を利用する場合の通信時間は、この自動着信転送機能により転送される通信の相手(以下「転送先」といいます。)に接続して通信できる状態にした時に、通信を行った者の契約者回線とこの自動着信転送機能を利用している契約者回線との通信及びその契約者回線と転送先との通信ができる状態にしたものとして測定します。 (2) 自動着信転送機能により転送される通信に関する料金については、その自動着信転送機能を利用している契約者回線の契約者が支払いを要します。 (3) 自動着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 (4) この自動着信転送機能に係る転送先の契約者等から、その転送される通信について間違い通信等のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の届出がある場合であって、当社が必要と認めるときは、その転送を中止していただくことがあります。 (5) 自動着信転送機能を利用している契約者回線への通信又は自動着信転送機能により転送される通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在籍する地域を取扱所交換設備で確認できないとき等は、その直前に確認できた地域(当社が確認できたものとみなす地域を含みます。)に在籍するものとみなして取り扱います。		

	(6) 留守番通信機能を利用しているときは、利用することができません。 (7) 発着信規制を指定しているときは、利用することができない場合があります。		
2 通 信 中 着 信 機 能	<p>(1) 通信中着信機能</p> <p>通信(通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)中に他から着信があることを知らせ、その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようになる機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を切断し、その着信に応答して通信を行うこと。</p> <p>ウ その着信に応答しないまま切断し、現に通信中の通信を継続すること。</p> <p>(2) 通信中発信機能</p> <p>その契約者回線に接続されている端末設備のボタン操作を行うことにより、次のことができるようになる機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中の通信の切断又は保留中の通信と通信中の通信との同時切断を行うこと。</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)
提 供 条 件	(1) 多者通信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。 (2) 当社は、通信中着信機能及び通信中発信機能を一括して提供します。		
3 多 者 通 信	通信(通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)中に端末設備のボタン操作を行うことにより、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)

機能	<p>続し、次のができるようとする機能をいいます。</p> <p>ア 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行った後、再び保留中の通信を行うこと。</p> <p>イ 現に通信中の通信を保留し、その通信中の相手以外の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備に接続して通信を行っているときに、保留中若しくは通信中の1の通信の切断又は保留中若しくは通信中の全ての通信の同時切断を行うこと。</p> <p>ウ 同時に最大六者までの間で通信を行うこと。</p>		
提供条件	通信中着信機能を利用しているときは利用することができない場合があります。		
4 留守番通信機能	<p>(1) 録音・再生機能 その契約者回線に着信した通信のメッセージの録音及び録音されたメッセージの再生を行う機能をいいます。</p> <p>(2) 不在案内機能 その契約者回線に着信した通信に対し、あらかじめ登録したメッセージにより不在を案内する等の機能をいいます。</p> <p>(3) 着信通知機能 電波が伝わりにくい等により、その契約者回線に着信できなかつた通信について、着信通知（着信情報（その通信の日時等に関する情報をいいます。以下この欄において同じとします。）の通知を行うことをいいます。以下この欄において同じとします。）を行う機能をいいます。</p>	<p>右欄以外のも の</p> <p>1 契約者 回線ごと に月額</p> <p>無料</p>	<p>料金種別の基本プラン (音声)を選択している 契約者及び特定契約サ ービス(5G)契約者(当社 が別に定めるものに限 ります)</p> <p>300 円(330 円)</p>
追	(1) 録音・再生拡張機能	1 契約者	300 円(330 円)

加 機 能	<p>その契約者回線の着信した通信のメッセージの録音時間及び件数を拡張する機能をいいます。</p> <p>(2) 録音メッセージ送出機能 契約者回線に着信した通信のメッセージが録音されたときに、録音されたメッセージを端末設備に送出する機能をいいます。</p>	回線ごとに月額														
提 供 条 件	<p>(1) 自動着信転送機能の提供を受けている契約者に限り提供します。</p> <p>(2) 留守番通信機能を利用して契約者回線への通信については、電波が伝わりにくい等のため、その契約者回線に接続されている移動無線装置の在圏する地域を取扱所交換設備で確認できないとき等は、その直前に確認できた地域（当社が確認できたものとみなす地域を含みます。）に在圏するものとみなして取り扱います。</p> <p>(3) 当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線等から、留守番通信機能へ接続（契約者以外の者が接続する場合を含みます。）するために、当社が定める電気通信番号をダイヤルして行った通信に関する料金は、第3（通信料）2（料金額）2-1-2に規定する料金額とし、留守番通信機能を利用している契約者が支払うものとします。この場合において、その通信に関する料金は当社が請求するものとします。</p> <p>(4) 留守番通信機能へは、その契約者回線の留守番通信機能の設定条件により接続します。</p> <p>(5) 留守番通信機能に蓄積できるメッセージの数、1のメッセージの録音時間及び着信通知機能で通知する着信情報等その他の提供条件については、次表のとおりとします。</p>	<table border="1" data-bbox="338 1125 1283 1327"> <thead> <tr> <th></th><th>基本機能</th><th>録音・再生拡張機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄積できるメッセージの件数</td><td>30 件</td><td>100 件</td></tr> <tr> <td>1のメッセージの録音時間</td><td>3 分</td><td>3 分</td></tr> <tr> <td>1のメッセージの保存時間</td><td>72 時間</td><td>7 日間</td></tr> </tbody> </table>				基本機能	録音・再生拡張機能	蓄積できるメッセージの件数	30 件	100 件	1のメッセージの録音時間	3 分	3 分	1のメッセージの保存時間	72 時間	7 日間
	基本機能	録音・再生拡張機能														
蓄積できるメッセージの件数	30 件	100 件														
1のメッセージの録音時間	3 分	3 分														
1のメッセージの保存時間	72 時間	7 日間														
5	その契約者回線の契約者が指定した電	1 契約者回線ごとに月額	100 円(110 円)													

迷惑通信防止機能	電気通信番号（携帯電話事業者、固定電気通信事業者又は本邦外で電気通信業務を営む者（当社が別に定めるものに限ります。）が提供する電気通信サービスの電気通信番号を含みます。以下この欄において同じとします。）を登録し、その登録された電気通信番号に係る契約者回線等（契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備等をいいます。以下この欄において同じとします。）から行われた以後の通信（通話モードによる通信に限ります。）に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うことができるようとする機能をいいます。		
提供条件	<p>(1) 4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者又は 4G 通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 登録できる電気通信番号は、30 以内とします。</p> <p>(3) 登録できる電気通信番号を超えて登録しようとするときは、現に登録されている電気通信番号のいずれかを消去した後に登録していただきます。</p> <p>(4) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線等から行われた通信に対しておことわりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(5) (4)に規定する通信に関する料金については、第 39 条（通信料の支払い義務）又は第 46 条の 2（相互接続通信の料金の取扱い）に規定する支払いを要する者の支払いを要します。</p> <p>(6) 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、現に登録中の電気通信番号を消去することがあります。</p> <p>(7) 当社は、現に登録中の電気通信番号に係る契約者回線から行われる通信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については責任を負いません。</p> <p>(8) 電気通信番号の登録方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>		
着信短縮ダイヤル機能	<p>あらかじめ指定した契約者回線（当社が別に定める固定電気通信事業者に係る電気通信設備を含みます。以下「指定契約者回線」といいます。）へ着信する通信（通話モードによる通信に限ります。）を着信短縮ダイヤル番号により行なうことができるようとする機能をいいます。</p> <p>(1) 4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者又は 4G 通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者が指定できる指定契約者回線は、契約者回線又は当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信設備とします。</p> <p>(3) 着信短縮ダイヤル番号により行なうことができる通信は、4G サービスの契約者回線からの通信に限ります。</p> <p>ただし、着信短縮ダイヤル機能を利用している契約者回線の契約者から、着信短縮ダイヤル番</p>	1 の着信短縮ダイヤル番号ごとに月額	22,000 円(24,200 円)

		<p>号により行うことができる通信の一部を規制してほしい旨の届出があった場合には、この限りではありません。</p> <p>(4) 契約者は、1 の着信短縮ダイヤル番号により行う通信について、その発信を許容する地域を当社が定める地域単位ごとに指定することができます。</p> <p>(5) 着信短縮ダイヤル番号に関するその他の提供条件については、4G サービスの契約者識別番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(6) 当社は、当社が別に定める固定電気通信事業者の電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者から着信短縮ダイヤル機能の利用の申込みがあったときは、この着信短縮ダイヤル機能を提供します。</p> <p>この場合において、契約申込みの方法及び承諾については、第 7 条（4G 通信サービス契約申込みの方法）及び第 9 条（4G 通信サービス契約申込みの承諾）の規定に準ずるものとし、その他の提供条件の適用にあたっては、4G 通信サービス契約者とみなして取り扱います。</p> <p>(7) 当社は、契約申込みの承諾後、契約者が、当社が別に定める期間内に利用を開始しないときは、その承諾を取り消す場合があります。</p>		
7 S! 機 能	基 本 機 能	<p>(1) メッセージデータ機能</p> <p>メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようとする機能をいいます。</p> <p>(2) 蓄積通知機能</p> <p>メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようする機能をいいます。</p> <p>(3) メッセージデータ変換機能</p> <p>メッセージデータをメールアドレスを利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。</p> <p>(4) プラスマッセージデータ変換機能</p> <p>メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。</p> <p>(5) 指定先情報接続機能</p> <p>端末設備の操作等により指定し</p>	<p>1 契約者回線ごとに月額</p>	<p>右欄以外のもの</p> <p>4G プリペイド通信サービス契約(タイプ A 及び C に限ります。以下この欄において同じとします。)に係るもの</p> <p>300 円(330 円)</p> <p>無料</p>

	た当社が別に定める電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けることができるようにする機能をいいます。			
追加機能	(1) 迷惑メール防止機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(3) URL 付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
	(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額		無料
提供条件	(1) 4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(IoT)契約者、4G プリペイド通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。 (2) 4G プリペイド通信サービス契約者は、当社が別に定める 4G プリペイド通信サービスに係る定額通信料の適用の適用を受けている期間に限り、本機能を提供します。 (3) 蓄積できるメッセージデータの数、1 のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。			

	<p>(4) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(5) (4)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(6) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める1のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(7) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等をすることがあります。</p> <p>(8) 当社が別に定める端末設備が接続されている契約者回線からメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能を利用する場合に、端末設備からの要求等により、当該機能のほか、指定先情報接続機能の利用による通信を行うことがあります。</p> <p>(9) 当社は、SI機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(10) 当社は、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は指定先情報接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(11) メッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(12) 蓄積通知機能によりメッセージデータの蓄積通知を受信し、蓄積したメッセージデータを受信するために行つた要求、そのメッセージデータ(250byteまでのものに限ります。)の受信及び送信したメッセージデータの配信確認に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>(13) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>(14) メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能及びプラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能（米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したもの）をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用し、当社が別に定めるところにより、4G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(15) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 削除</p> <p>(19) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(20) 当社は、基本機能を一括して提供します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(21) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(22) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(7)に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用(4G通信サービス(f)契約者、4G通信サービス(s)契約者若しくは特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)であって料金種別の基本プラン(音声)を選択している契約者、又は4G通信サービス(IoT)契約者若しくは4Gプリペイド通信サービス契約者が選択できるものに限ります。)の適用を受けている契約者については、SI機能を利用することができます。</p>
--	---

8 国 際 ア ウ ト ロ ー ミ ン グ	<p>国際アウトローミング(主として別記5に定める海外事業者に係る電気通信設備を使用して提供する電気通信サービスであって、当社においてその海外事業者に係る電気通信設備から送出された確認信号(移動無線装置の在圏が当該海外事業者に係る電気通信設備において確認されたことを通知する信号をいいます。以下同じとします。)による認証を必要とするものをいいます。)を利用できる機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
機 能 提 供 条 件	<p>(1) 4G データ通信サービス契約者、4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(i)契約者、4G データ通信サービス(i)契約者、4G データ通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(IoT)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。</p> <p>(2) 海外事業者(別記5に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)が定める国際アウトローミングの営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところでは、国際アウトローミングを利用することができます。</p> <p>(3) 国際アウトローミングを利用しているときはグループ内通信識別機能を利用することができません。</p> <p>(4) 国際アウトローミングを利用した場合の当社の付加機能に相当する機能に関する提供条件については、海外事業者の定めるところによります。</p> <p>(5) 国際アウトローミングを利用して行った通信(当社の国際電気通信役務に係る電気通信設備を介して、国際アウトローミングで利用している移動無線装置へ着信する通話を含みます。以下同じとします。)に係る通信料その他の提供条件は、第5(国際アウトローミング通信料)に定めるところによります。なお、海外事業者に係る電気通信設備の技術的要因又は端末設備の機能等により、契約者回線に適用されている通信方式以外の通信方式を本邦外で利用できる場合があります。</p> <p>(6) 国際アウトローミングを利用して行った通信は、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱いが制限されることがあります。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料
9 位 置 情 報 檢 索 機 能	<p>(1) 位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等により S!機能、S!機能(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備(当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において同じとします。)に接続し、検索対象者(S!)機能又はアクセスポイント接続機能(s)の提供を受けている契約者回線、当社がこの約款以外の契約約</p>	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)
		1 位置情報検索ごとに	無料

	<p>款等により提供する電気通信サービス（ワイモバイル通信サービス 契約約款（電話サービス編）（タイプ1・2）により提供する電話サービス（タイプ1）及びEMOBILE通信サービス契約約款（EMOBILE4G-S編）により提供するEMOBILE4G-Sに限ります。以下この欄において同じとします。）のうち、当社が別に定める機能の提供を受けている電気通信回線に係る契約者であって、本機能の利用により位置情報を送出することについてあらかじめ同意した者をいいます。以下同じとします。）の契約者回線に係る位置情報（契約者回線又は当社がこの約款以外の契約約款等により提供する電気通信サービスに係る電気通信回線に接続された端末設備の経度及び緯度等の情報をいいます。以下同じとします。）を検索する機能をいいます。</p> <p>(2) 指定時間位置情報検索機能</p> <p>端末設備の操作等によりS!機能、S!機能(i)又はアクセスポイント接続機能(s)の指定先情報接続機能を利用して当社の電気通信設備に接続し、指定した時間に検索対象者の契約者回線に係る位置情報を検索する機能をいいます。</p>		
追加機能	<p>(1) 検索対象者に係る位置情報送出設定機能</p> <p>検索対象者による位置情報送出設定（位置情報の検索を行うことができる契約者識別番号の登録及び解除並びに位置情報の送出方法の選択をいいます。以下この欄において同じとします。）を規制し、その検索対象者の契約者回線に係る位置情報送出設定を行うことができるようとする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料

	す。		
	(2) 契約者回線位置情報検索機能 インターネットを利用して当社の電気通信設備に接続し、契約者回線に係る位置情報を検索できるようにする機能をいいます。	1 位置情報検索ごとに	無料
提 供 条 件	(1) S!機能、S!機能(i)又はアクセスポイント接続機能(s)の提供を受けている契約者に限り提供します。 (2) 契約者は、検索対象者の契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。 (3) 検索対象者は、位置情報検索の要求を行うことができる契約者回線に係る契約者識別番号を、当社が別に定めるところによりあらかじめ登録していただきます。 (4) 当社は、契約者から位置情報検索機能を利用して位置情報検索の要求があったときは、そのことを検索対象者に係る契約者回線に通知します。 (5) 検索した位置情報は、当社が別に定める時間が経過した後消去します。 (6) 位置情報検索機能の利用の中止等があったときは、検索した位置情報を消去します。この場合において、消去された位置情報の復元はできません。 (7) 契約者は、端末設備の操作等によるほか、インターネットを利用して所定の操作を行うことにより、位置情報検索機能を利用することができます。 (8) 位置情報検索に係る付加機能使用料については、位置情報の検索ができなかつたと当社が判断した場合は、その支払いを要しません。 (9) 位置情報検索に係る通信のうち、位置情報検索の要求を受けた場合の位置情報の送出に係る通信料は、その送信を行った契約者回線の契約者が支払いを要します。 (10) 契約者は、検索対象者に係る位置情報送出設定機能の利用の請求を行うときは、あらかじめ当社所定の書面をサービス取扱所に提出していただきます。 この場合において、契約者と検索対象者が異なるときは、当社が別に定めるところにより、検索対象者に係る位置情報送出設定機能の利用に係る検索対象者の同意を確認できる書面を提出していただきます。 (11) 当社は、契約者から請求があった場合のほか、検索対象者が次のいずれかに該当する場合には、検索対象者に係る位置情報送出設定機能を廃止します。 (イ) 利用権の譲渡があったとき。 (ロ) 地位の承継があったとき。 (ハ) 検索対象者が提供を受けている電気通信サービスに係る契約の解除があったとき。 (エ) S!機能、アクセスポイント接続機能(s)又は当社が提供する別に定める機能の廃止があったとき。 (12) 第 51 条（責任の制限）の規定を適用するときは、付加機能利用料のうち位置情報検索ごとの料金を通信料とみなして取り扱います。 (13) 検索した位置情報の保存期間等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		

10 S! 機 能 (i)	基 本 機 能	(1) 電子メール機能(i) 電子メールを送受信すること及び受信する電子メールを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようとする機能をいいます。 (2) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により指定した電気通信設備に接続して、情報(端末設備に表示可能な数字及び文字等をいいます。以下この欄において同じとします。)を受けることができるようとする機能をいいます。 (3) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようとする機能をいいます。 (4) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。 (5) メッセージデータ変換機能 メッセージデータをメールアドレスを利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。 (6) プラスマッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	右欄以外のも の	4G プリペイド通信サービス契約(タイプBに限ります。以下この欄において同じとします。)に 係るもの
			300 円(330 円)		無料
追 加		(1) 迷惑メール防止機能(i) 当社が割り当てたメールアドレ	1 契約者回線ごとに月額		無料

機能	<p>スへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(3) URL付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URLを含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能 契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p>		
提供条件	<p>(1) 4G通信サービス(i)契約者、4Gプリペイド通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) 蓄積できる電子メール又はメッセージデータの数、1の電子メール又はメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 蓄積した電子メール又はメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されている電子メール又はメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去された電子メール又はメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める2のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等をすることがあります。</p> <p>(7) 当社は、S!機能(i)の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p>		

	<p>(8) 当社は、電子メール機能(i)、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は指定先情報接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) 電子メール又はメッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>(11) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 削除</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(16) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>(17) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(18) 4Gプリペイド通信サービス契約者は、当社が別に定める4Gプリペイド通信サービスに係る定額通信料の適用を受けている期間に限り、本機能を提供します。</p> <p>(19) プラスマッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線LAN機能（米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/nに準拠したもの）をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用し、当社が別に定めるところにより、4G通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(20) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電子メール機能(i)の利用を停止することがあります。</p> <p>ア 契約者又は契約者以外の者が電子メール機能(i)を契約者以外の者に利用させる行為を行った又はそのおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>イ 契約者以外の者が契約者の同意を得ることなく電子メール機能(i)の利用を行ったとき。</p> <p>ウ 技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。</p> <p>(21) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(7)に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用（4G通信サービス(i)契約者、4Gプリペイド通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)であって、料金種別の基本プラン(音声)を選択している契約者が選択できるものに限ります。）の適用を受けている契約者については、S!機能(i)を利用することができきます。</p>		
11 特 定 情 報	特定情報(サービスに係る設定、変更等のために設置されている当社の電気通信設備に蓄積されている情報であって、当社が別に定めるものをいいます。)への接続を行う機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	無料
接 続 機 能 能	(1) 4Gプリペイド通信サービス契約者、4Gデータプリペイド通信サービス契約者又は当社が別に定める場合には本機能を提供しないことがあります。 (2) 特定情報接続機能の利用に係る通信はパケット通信モードにより行います。		

12	基本機能 ア ク セ ス ポ イ ン ト 接 続 機 能	(1) 電子メール機能(i) 電子メールを送受信すること及び受信する電子メールを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようとする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに	4G データ通信サービス(i)又は特定契約サービス(5G) (当社が別に定めるものに限ります。)に係るもの
		(2) 指定先情報接続機能 端末設備の操作等により、当社が定める経路で電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けること及び電子メールの送受信等を可能にする機能をいいます。	月額 300 円(330 円)	
		(3) プラスマッセージデータ変換機能 メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。		
	追加機能	(1) 迷惑メール防止機能(i) 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。 (2) なりすまし電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。 (3) URL 付電子メール配信拒否機能 当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようとする機	1 契約者回線ごとに月額	無料

	<p>能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能</p> <p>契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p>		
提供条件	<p>(1) 4G データ通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) 蓄積できる電子メールの数、1 の電子メールとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 蓄積した電子メールは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されている電子メールが消去されることがあります。この場合、消去された電子メールの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める 1 のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等をすることがあります。</p> <p>(7) 当社は、アクセスポイント接続機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(8) 当社は、アクセスポイント接続機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) 電子メールの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 削除</p> <p>(14) 当社は、基本機能を一括して提供します。</p> <p>(15) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(16) プラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能（米国電気電子学会(IEEE)の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したもの）をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用して、当社が別に定めるところにより、4G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(17) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、電子メール機能(i)の利用を停止することがあります。</p> <p>ア 契約者又は契約者以外の者が電子メール機能(i)を契約者以外の者に利用させる行為を行った又はそのおそれがあると当社が認めたとき。</p> <p>イ 契約者以外の者が契約者の同意を得ることなく電子メール機能(i)の利用を行ったとき。</p> <p>ウ 技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。</p>		

	(18) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(7)に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用 (4Gデータ通信サービス(i)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限りません。)であって、料金種別の基本プラン(データ)を選択している契約者が選択できるものに限りません。)の適用を受けている契約者については、アクセスポイント接続機能を利用することができます。		
13 限 度 額 設 定 機 能	その契約者回線を用いて行われた 4G 通信サービス等の料金その他の債務(有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権及び回収代行サービスの料金を含みます。)の累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたときに、その契約者回線から発信する通信(当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。)を規制する機能をいます。	1 契約者回線ごとに月額	100 円(110 円)
提供条件	(1) 4G データ通信サービス契約者、4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(i)契約者、4G データ通信サービス(i)契約者、4G データ通信サービス(s)契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限りません。)に限り提供します。 (2) 当社は、累計額が、契約者があらかじめ指定した限度額を超えたことを当社が確認したときから、確認日を含む料金月の翌料金月の初日における当社が別に定める時刻までの間、その契約者回線から発信する通信の規制を行います。 (3) 累計額の算定の対象となる料金等、本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。		
14 基 本 機 能 ア ク セ ス ポ イ ン ト 接 続 機 能 (s)	(1) メッセージデータ機能 メッセージデータを送受信すること及び受信するメッセージデータを蓄積し、要求によりその蓄積情報の検索、編集又は転送等を行うことができるようとする機能をいいます。 (2) 蓄積通知機能 メッセージデータ機能によりメッセージデータを蓄積したときに、その契約者回線にあらかじめ蓄積したことが通知できるようにする機能をいいます。 (3) メッセージデータ変換機能 メッセージデータを電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。 (4) プラスマッセージデータ変換機	1 契約者回線ごとに月額 4G データプリペイド通信サービスに係るもの 無料	4G データ通信サービス(s)又は特定契約サービス(5G)(当社が別に定めるものに限りません。)に係るもの 300 円(330 円)

	<p>能</p> <p>メッセージデータを契約者識別番号を利用して電子メールとしてインターネットへ送受信することができるようとする機能をいいます。</p> <p>(5) 指定先情報接続機能</p> <p>端末設備の操作等により指定した当社が別に定める電気通信設備に接続して、情報（端末設備に表示可能な数字及び文字をいいます。以下この欄において同じとします。）を受けることができるようとする機能をいいます。</p>		
追加機能	<p>(1) 迷惑メール防止機能</p> <p>当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(2) なりすまし電子メール配信拒否機能</p> <p>当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、なりすまし電子メールとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(3) URL 付電子メール配信拒否機能</p> <p>当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、URL を含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p> <p>(4) 指定受信拒否機能</p> <p>契約者識別番号又は当社が割り当てたメールアドレスへ送信されたメッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。</p>	1 契約者回線ごとに月額	無料

提供条件	<p>(1) 4G データ通信サービス(s)契約者、4G データプリペイド通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)に限り提供します。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の提供については別に定めるところによります。</p> <p>(2) 蓄積できるメッセージデータの数、1 のメッセージデータとして通信できる情報量等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(3) 蓄積したメッセージデータは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、機能の利用の中止等があったときは、すでに蓄積されているメッセージデータが消去されることがあります。この場合、消去されたメッセージデータの復元はできません。</p> <p>(5) 当社は、その契約者回線に係る契約者識別番号ごとに当社が別に定める 1 のメールアドレスを割り当てます。</p> <p>(6) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メールアドレスの変更等をすることがあります。</p> <p>(7) 当社は、本機能の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>(8) 当社は、本機能を利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。</p> <p>(9) メッセージデータの送受信はパケット通信モードにより行います。</p> <p>(10) 蓄積通知機能によるメッセージデータの蓄積通知の受信に係る通信料については、支払いを要しません。</p> <p>(11) メッセージデータの受信に係る通信料について、当該メッセージデータを受信した契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>(12) メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能及びプラスメッセージデータ変換機能は、契約者回線において利用されている端末設備に具備された無線 LAN 機能（米国電気電子学会（IEEE）の定める規格 IEEE 802.11a/b/g/n に準拠したもの）をいいます。以下この欄において同じとします。）を利用し、当社が別に定めるところにより、4G 通信サービスに係る無線基地局設備を経由することなく利用することができます。ただし、プラスメッセージデータ変換機能の利用の登録をする場合は、この限りではありません。</p> <p>(13) 情報の表示方法等その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(14) メッセージデータは、受信側の端末設備の種類又は利用している機能等によって、その一部が削除されることがあります。</p> <p>(15) 削除</p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 当社は、基本機能を一括して提供します。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。</p> <p>(19) 当社が別に定める料金種別を選択している契約者について、料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき(契約の解除があった日の属する料金月に契約者回線の提供を開始した場合を除きます。)は、本機能に係る月額料金の日割りを行いません。</p> <p>(20) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(21) アクセスインターネットプラスに係る通信を主として利用している契約者は、メッセージデータ機能、蓄積通知機能、メッセージデータ変換機能、迷惑メール防止機能、なりすまし電子メ</p>
------	--

	<p>ール配信拒否機能、URL付電子メール配信拒否機能及び指定受信拒否機能を利用できません。</p> <p>(22) 4Gデータプリペイド通信サービスを選択した契約者は、この約款に規定する4Gデータプリペイド通信サービスに係る利用可能期間に限り、本機能(指定先情報接続機能に限ります。)を提供します。</p> <p>(23) 第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(7)に規定するパケット通信モードに係る定額通信料の適用(4Gデータ通信サービス(s)契約者、4Gデータプリペイド通信サービス契約者又は特定契約サービス(5G)契約者(当社が別に定めるものに限ります。)であって、料金種別の基本プラン(データ)を選択している契約者が選択できるものに限ります。)の適用を受けている契約者については、アクセスポイント接続機能(s)を利用するすることができます。</p>		
15 指 定 文 字 メ ッ セ ー ジ 受 信 拒 否 機 能	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、当社が別に定める方法により、契約者が指定したものについて、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>提供条件</p> <p>本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。</p>	<p>1 契約者回線 ごとに月額</p>	無料
16 海 外 文 字 メ ッ セ ー ジ 受 信 拒 否 機 能	<p>メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、海外事業者の電気通信設備から送出された文字メッセージ(携帯電話事業者が提供する電気通信サービスに係る文字メッセージを除きます。)について、蓄積を行わないようにする機能をいいます。</p> <p>提供条件</p> <p>本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。</p>	<p>1 契約者回線 ごとに月額</p>	無料
17	メッセージ通信モードにより契約者回線	1 契約者回線	無料

迷惑文字 メッセージ 防止機能	線宛に送信された文字メッセージのうち、迷惑文字メッセージとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。	ごとに月額	
	提供条件 (1) 本機能は、迷惑文字メッセージの蓄積を全て行わないこと又は迷惑文字メッセージ以外の文字メッセージの蓄積を全て行うことを保証するものではありません。 (2) 本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。		
18 なりすまし メッセージ 配信拒否 機能	メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、なりすまし文字メッセージとして当社が別に定める基準に該当するものについて、蓄積を行わないようとする機能をいいます。	1 契約者回線 ごとに月額	無料
	提供条件 (1) 本機能は、なりすまし文字メッセージの蓄積を全て行わないこと又はなりすまし文字メッセージ以外の文字メッセージの蓄積を全て行うことを保証するものではありません。 (2) 本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。		
19 URL付 文字メッセージ	メッセージ通信モードにより契約者回線宛に送信された文字メッセージのうち、URLを含むもの（当社が別に定めるものを除きます。）について、蓄積を行わないようとする機能をいいます。	1 契約者回線 ごとに月額	無料
	提供条件 (1) 本機能は、URL付文字メッセージの蓄積を全て行わないこと又はURL付文字メッセージ以外の文字メッセージの蓄積を全て行うことを保証するものではありません。 (2) 本機能により一度蓄積されなかった文字メッセージをあらためて蓄積することはできません。		

一 ジ 配 信 拒 否 機 能	
20 テザリングオプション	提供条件は当社が別に定めるところによります。
21 VoLTE	提供条件は当社が別に定めるところによります。
22 付随契約者回線通信機能【Apple Watch モバイル通信サービス】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
23 付随契約者回線通信機能【ウェアラブルデバイスマobile通信サービス】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
24 副回線機能【副回線サービス】	提供条件は当社が別に定めるところによります。
<p>(1) 端末設備の種類等により付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。</p> <p>(2) その契約者回線に接続されている移動無線装置が在籍する地域により、利用する付加機能の全部又は一部の提供を受けられないことがあります。</p>	

第3 通信料

1 適用

通信料の適用については、第39条（通信料の支払い義務）又は第46条の2（相互接続通信の料金の取扱い）の規定によるほか、次のとおりとします。

1-1 適用

通信料の適用							
(1) 通信の条件等	<p>ア 契約者回線から行う通信については、あらかじめ第29条（通信の種類等）に規定する通信の区別を端末設備等の操作により選択していただきます。</p> <p>イ メッセージ通信モード又はパケット通信モードにより行った通信が電波の伝わりにくい等の理由により通信の相手先に接続できない場合において、当社の電気通信設備に蓄積した文字メッセージ又はメッセージデータ（以下この欄において「メッセージデータ等」といいます。）は、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>ウ イの規定によるほか、第27条（4G通信サービスの利用中止）の規定により利用の中止があったときは、蓄積されているメッセージデータ等が消去されることがあります。この場合において、消去されたメッセージデータ等の復元はできません。</p> <p>エ 契約者は、当社が別に定める方法により指定した文字メッセージの受信を行わないようにすることができます。</p> <p>オ メッセージ通信モードに関する蓄積できる文字メッセージの数等その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>カ 国際通信は、本邦から別記5に定める国又は地域への相互接続通信（当社の国際電気通信役務に係る電気通信設備への通信に限ります。）に限り行うことができます。</p> <p>キ 当社は、国際通信及び国際メッセージ通信の利用に関して、相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> <p>ク 国際通信及び国際メッセージ通信は、本邦外の法令、本邦外で電気通信事業を営む者が定めるところによりその取扱いが制限されることがあります。</p> <p>ケ メッセージ通信モードにより行う通信において、仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス（別に定める直収パケット交換機又は中継交換機を介して行う接続を伴う場合に限ります。）に係る電気通信回線へ行った通信は、一般通信とみなして取り扱います。</p>						
(2) 通信地域区分等の適用	<p>ア 当社は、国際通信に関する料金を適用するため、次のとおり区分します。</p> <table border="1"><thead><tr><th>通信区分</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>(ア) 一般国際通信</td><td>相互接続通信であって、本邦外に着信する通信。</td></tr><tr><td>(イ) 特定国際通信</td><td>相互接続通信であって、インマルサットシステムに係る移動地球局、イリジウムシステムに係る移動地球局又は当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置に着信する通信。</td></tr></tbody></table> <p>イ 当社は、一般国際通信に関する料金を適用するため、別記5に定める国際通信地域区分により地域を区分します。</p>	通信区分	内容	(ア) 一般国際通信	相互接続通信であって、本邦外に着信する通信。	(イ) 特定国際通信	相互接続通信であって、インマルサットシステムに係る移動地球局、イリジウムシステムに係る移動地球局又は当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置に着信する通信。
通信区分	内容						
(ア) 一般国際通信	相互接続通信であって、本邦外に着信する通信。						
(イ) 特定国際通信	相互接続通信であって、インマルサットシステムに係る移動地球局、イリジウムシステムに係る移動地球局又は当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置に着信する通信。						

	<p>ウ　国際通信地域区分は、通信を開始した時点の区分を適用し、その通信が終了するまで変更しません。</p>								
(3) 暦及び時刻による料金額の適用	<p>ア　通信に関する料金は、本邦の暦及び時刻により適用します。</p>								
(4) 通信時間等の測定等	<p>ア　通信時間等の測定については、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th><th>通信時間等の測定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 通話モードに係る通信</td><td> <p>双方の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第34条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p> </td></tr> <tr> <td>(イ) パケット通信モードに係る通信</td><td>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</td></tr> <tr> <td>(ウ) メッセージ通信モードに係る通信</td><td>通信の回数は、当社の機器により測定します。</td></tr> </tbody> </table> <p>イ　回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間は、アの通信時間には含みません。</p> <p>ウ　パケット通信モードに係る通信に関する料金は、当社が別に定める通信種別ごとの1料金月の課金対象パケットの総情報量について、128byteごとに1の課金対象パケットとし、2（料金額）の規定により算定した額を適用します。</p> <p>エ　パケット通信モードに係る通信については、以下のとおり区分して取扱います。</p> <p>(ア) S!機能の指定先情報接続機能に係る通信。</p> <p>(イ) (ア)以外の通信。</p> <p>オ　(5)欄の通信の付加サービスに関する取扱いに規定する相互接続番号案内自動接続サービスを利用した通信を行った場合は、相互接続番号案内に係る通信時間に相互接続番号案内自動接続サービスに係る通信時間を加算して測定します。</p> <p>この場合において、相互接続番号案内自動接続サービスに係る通信時間は、ア及びイの規定にかかわらず、相互接続番号案内自動接続サービスの利用の請求を行った時刻から起算します。</p>	区別	通信時間等の測定	(ア) 通話モードに係る通信	<p>双方の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第34条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p>	(イ) パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。	(ウ) メッセージ通信モードに係る通信	通信の回数は、当社の機器により測定します。
区別	通信時間等の測定								
(ア) 通話モードに係る通信	<p>双方の契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（第34条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することがあります。</p>								
(イ) パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。								
(ウ) メッセージ通信モードに係る通信	通信の回数は、当社の機器により測定します。								
(5) 通信の付加サービス	<p>ア　通信の付加サービスには、次の種類があります。</p>								

に関する取扱い	種類	内容
	相互接続番号案内自動接続サービス	相互接続番号案内により案内された電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。以下この欄において「対象電気通信番号」といいます。）に対して、契約者からの請求（当社が別に定めるものに限ります。）により、切断操作を行うことなく対象電気通信番号への通話モードによる通信を行うサービス
		<p>イ 相互接続番号案内自動接続サービスを利用して行った通信に関する料金は、2(料金額) 2-1-1 (1) イ(7)の規定に基づき算定した料金額に 2-1-1(3)アに規定する通信付加料を加算したものとし、その通信を行った契約者回線の契約者が料金の支払いを要します。</p> <p>ウ 通信の付加サービスに係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
(6) 料金種別の選択等に伴う通信料の適用		<p>ア 契約者回線又は付随契約者回線から行った通信に関する料金の適用については、第1(基本使用料)2(料金額)に規定する料金種別に対応する料金額を適用します。</p>
(7) パケット通信モードに係る定額通信料の適用		<p>ア 当社は、別に定めるところにより、パケット通信モードに係る定額通信料を適用します。</p> <p>イ 当社は、契約者に当社が別に定める条件に基づいて、パケット通信モードに係る定額通信料を選択していただくことがあります。</p>
(8) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料の取扱い		<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合の通信料（2(料金額) 2-1-1(3)アに規定する通信付加料を除きます。以下同じとします。）は次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができるとき 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p> <p>イ ア以外のとき 把握可能な実績に基づいて次表に規定する方法により算出した1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額。</p>
	(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額
	(イ) 過去2ヶ月間の実績を把握することができない場合	機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料のうち低い方の値に、算定できなかつた期間に日数を乗じて得

		た額
(9) 通信に関する料金の減免	<p>次の通信（通話モード又はパケット通信モードに限ります。以下この欄において同じとします。）については、第39条（通信料の支払い義務）第1項又は第46条の2（相互接続通信の料金の取扱い）の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信 イ 災害が発生した場合に、当社が指定する他社公衆電話からの通信のうちり災者が行う通信 ウ 4G通信サービスに関する問合せ、申込み又は災害時の安否情報の登録等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通信(当社が別に定める通信に限ります。) エ 料金表第1表第4（相互接続番号案内料）1（適用）(3)欄に規定する相互接続番号案内料免除者の契約者回線から行った相互接続番号案内への通信 オ 第2（付加機能使用料）2（料金額）に規定する内線通信機能を利用して行った通信 	
(10) 各種割引の適用等	<p>当社は、契約者から届出があったときは、その契約者回線に係る基本使用料又はその契約者回線若しくは付随契約者回線から行った通信に関する料金について、当社が別に定めるところにより選択制による割引等を適用します。</p> <p>ただし、割引等の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく支障があるときは、その割引等の適用に関する契約者からの届出を承諾しないことがあります。この場合、当社はその旨を契約者に通知します。</p>	

2 料金額

2-1 2-2 以外のもの

2-1-1 2-1-2 以外のもの

(1) 通話モードによる通信に係るもの

ア イ又はウ以外のもの

30秒までごとに

区分	料金額
通信料	20円(22円)

イ 相互接続通信（ウに係るものを除きます。）に係るもの

(ア) (イ) 以外のもの

30秒までごとに

区分	料金額
通信料	20円(22円)

(イ) N-STAR 衛星移動通信システムに係る移動地球局（株式会社 NTT ドコモが提供する衛星電話サービス（ワイドスター）に係るもの）に着信する通信に係るもの

30秒までごとに

区分	料金額
通信料	161円(177.1円)

ウ 国際通信に係るもの

A 一般国際通信に係るもの

30秒までごとに

区分	料金額
通信料	
国際通信地域区分	
アメリカ 1	36円

アメリカ 2	39 円
アメリカ 3	49 円
アメリカ 4	134 円
アメリカ 5	149 円
アメリカ 6	199 円
オセアニア 1	36 円
オセアニア 2	50 円
オセアニア 3	69 円
オセアニア 4	99 円
オセアニア 5	149 円
オセアニア 6	199 円
オセアニア 7	249 円
アジア 1	79 円
アジア 2	82 円
アジア 3	89 円
アジア 4	94 円
アジア 5	99 円
アジア 6	138 円
アジア 7	149 円
アジア 8	199 円

中東 1	149 円
中東 2	199 円
ヨーロッパ 1	60 円
ヨーロッパ 2	75 円
ヨーロッパ 3	81 円
ヨーロッパ 4	82 円
ヨーロッパ 5	109 円
ヨーロッパ 6	119 円
ヨーロッパ 7	124 円
ヨーロッパ 8	134 円
ヨーロッパ 9	149 円
ヨーロッパ 10	199 円
アフリカ 1	109 円
アフリカ 2	184 円
アフリカ 3	199 円

B 特定国際通信に係るもの

a インマルサットシステムに係る移動地球局へ行った通信に係るもの

30 秒までごとに

区分	料金額
通信料	446 円

b イリジウムシステムに係る移動地球局へ行った通信に係るもの

30 秒までごとに

区分	料金額
通信料	380 円

c 当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置へ行った通信に係るもの

30 秒までごとに

区分	料金額
通信料	195 円

(2) メッセージ通信モードによる通信に係るもの

ア イ以外のもの（当社が別に定めるものを除きます。）

1 通信ごとに

区分	料金額
送信料	
送信文字数	
1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)	3 円(3.3 円)
71~134 文字 (半角英数字のみの場合 161~306 文字)	6 円(6.6 円)
135~201 文字 (半角英数字のみの場合 307~459 文字)	9 円(9.9 円)
202~268 文字 (半角英数字のみの場合 460~612 文字)	12 円(13.2 円)
269~335 文字 (半角英数字のみの場合 613~765 文字)	15 円(16.5 円)
336~402 文字 (半角英数字のみの場合 766~918 文字)	18 円(19.8 円)
403~469 文字 (半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	21 円(23.1 円)

470~536 文字 (半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	24 円(26.4 円)
537~603 文字 (半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	27 円(29.7 円)
604~670 文字 (半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	30 円(33 円)

(注) 端末設備の種類等により送信可能な文字数は異なります。

イ 国際メッセージ通信に係るもの

1 通信ごとに

区分	料金額
送信料	
送信文字数	
1~70 文字 (半角英数字のみの場合 1~160 文字)	100 円
71~134 文字 (半角英数字のみの場合 161~306 文字)	200 円
135~201 文字 (半角英数字のみの場合 307~459 文字)	300 円
202~268 文字 (半角英数字のみの場合 460~612 文字)	400 円
269~335 文字 (半角英数字のみの場合 613~765 文字)	500 円
336~402 文字 (半角英数字のみの場合 766~918 文字)	600 円
403~469 文字 (半角英数字のみの場合 919~1071 文字)	700 円
470~536 文字 (半角英数字のみの場合 1072~1224 文字)	800 円

文字)	
537~603 文字 (半角英数字のみの場合 1225~1377 文字)	900 円
604~670 文字 (半角英数字のみの場合 1378~1530 文字)	1000 円

(注) 端末設備の種類等により送信可能な文字数は異なります。

(3) 通信の付加サービスに係るもの

ア 相互接続番号案内自動接続サービスに係るもの

区分	単位	料金額
通信付加料	1 接続ごとに	100 円(110 円)

2-1-2 留守番通信機能の利用による通信（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの

区分	料金額
通信料	その留守番通信機能の提供を受けている契約者回線から行った通信に係る料金額（2-1-1(1)のア (ア) に規定するものに限ります。）と同額

2-2 4G プリペイド通信サービスの契約者回線から行った通信に係るもの

(1) 通話モードによる通信に係るもの

ア イ以外のもの

6 秒までごとに

区分	料金額
通信料	9.43 円（税込）

イ 国際通信に係るもの

区分	料金額
通信料	
(ア) 一般国際通信に係るもの	2-1 2-1-1(1)ウに規定する料金額と同額

(イ) 特定国際通信に係るもの	
A インマルサットシステムに係る移動地球局へ行った通信に係るもの	
B イリジウムシステムに係る移動地球局へ行った通信に係るもの	
C 当社が別に定める衛星局設備に係る移動無線装置へ行った通信に係るもの	

第4 相互接続番号案内料

1 適用

相互接続番号案内料の適用については、第52条の3（相互接続番号案内料の支払い義務等）の規定によるほか、次のとおりとします。

相互接続番号案内料の適用	
(1) ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が該当する電気通信番号を案内できなかった場合の取扱い	ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が該当する電気通信番号を案内できなかつた場合は、相互接続番号案内料の支払いを要しません。
(2) 別記14に定める通信料の請求先分割の取扱いを受けている場合等の相互接続番号案内料の適用	当社が別に定める通信料の請求先分割の取扱いを受けている場合は、契約者と分割請求先（契約者が当社に支払うべき通信料の一部を分割して請求するために指定する他の1の者をいいます。）の各々の1料金月の利用に基づき2（料金額）に規定する相互接続番号案内料を適用します。
(3) 相互接続番号案内料免除者の取扱い	相互接続番号案内料免除者（ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社が提供する番号案内料無料サービスの適用を受けている者をいいます。以下同じとします。）については相互接続番号案内料の支払いを要しません。

2 料金額

区分	単位	料金額	
		番号案内料	電話番号案内接続通信料
相互接続番号案内料	1電気通信番号ごとに	400円(440円)	料金表第1表第3（通信料）2-1-1(1)のイ(ア)に規定する相互接続通信に係る料金額と同額

第5 国際アウトローミング通信料

1 適用

国際アウトローミング通信料の適用については、第32条の2（国際アウトローミング機能の利用）の規定によるほか、次のとおりとします。

国際アウトローミング通信料の適用									
(1) 通信の種類等	<p>ア 国際アウトローミングで利用できる通信の区別は、第29条（通信の種類等）に規定する区別とします。</p> <p>イ 4Gチップ等を装着した移動無線装置から行うことができる通信の区別は、アの規定にかかわらず、その電気通信サービスの提供を行っている海外事業者ごとに、国際ローミング協定及び海外事業者が別に定めるところによります。この場合において、基本使用料について、料金種別の基本プラン(データ)を選択している場合は、パケット通信モードに限り行うことができます。また、特定契約サービス(5G)に係る契約者回線が利用できる国際アウトローミングの通信の区別は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>ウ 4Gチップ等を装着した移動無線装置から行う通信については、あらかじめアに規定する通信の区別を端末設備等の操作により選択していただきます。</p> <p>エ アに規定する通信の区別は、その移動無線装置が在籍する地域により、一部の利用ができないことがあります。</p>								
(2) 通信時間等の測定等	<p>ア 通信時間等の測定については、次のとおりとします。</p> <table border="1"><thead><tr><th>区別</th><th>通信時間等の測定</th></tr></thead><tbody><tr><td>通話モード</td><td>当社の機器（別記5に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</td></tr><tr><td>パケット通信モードに係る通信</td><td>課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。</td></tr><tr><td>メッセージ通信モードに係る通信</td><td>通信回数は、当社の機器により測定します。</td></tr></tbody></table> <p>イ アの規定によるほか、通信時間の取扱いについては、別記5に定める海外事業者の契約約款等に定めるところによります。</p> <p>ウ 通話モードに係る通信において、国際アウトローミング機能の利用に係る通信における通信時間は、契約者回線又は協定事業者に係る電気通信設備を接続して通信できる状態（通信できる状態として当社が認知したものを含みます。）にした時刻から起算し、発信者又は着信者による端末設備のボタン操作等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻（34条（通信の切断）の規定により当社が通信を切断したときは、その時刻とします。）までの経過時間とし、当社の機器（当社が別に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。</p> <p>ただし、当社が必要と認めた場合に限り、当社は長時間継続した通信の通信時間を任意の時刻において分割して測定することができます。</p> <p>エ パケット通信モードによる通信に関する料金は、1のセッション（移動無線装置を別記5に定める海外事業者の電気通信設備に接続して通信の相手先との間で符号又は影像等の伝送ができるようにした状態をいいます。以下同じとしま</p>	区別	通信時間等の測定	通話モード	当社の機器（別記5に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。	パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。	メッセージ通信モードに係る通信	通信回数は、当社の機器により測定します。
区別	通信時間等の測定								
通話モード	当社の機器（別記5に定める海外事業者の機器を含みます。以下同じとします。）により測定します。								
パケット通信モードに係る通信	課金対象パケットの情報量は、当社の機器により測定します。								
メッセージ通信モードに係る通信	通信回数は、当社の機器により測定します。								

	す。) が完了するごとに総情報量を測定し、2 (料金額) の規定により算定した額を適用します
(3) 国際アウトローミングに係る海外事業者区分の適用	当社は、別記 5 に定める海外事業者の海外事業者区分に応じて国際アウトローミング機能による通信（メッセージ通信モードによる通信を除きます。）の通信料を適用します。
(4) 国際アウトローミングの利用による通信に関する料金の適用	当社は、国際アウトローミングを利用して 4G チップ等を装着した移動無線装置から通信を行ったときは、確認信号を送出した別記 5 に定める海外事業者ごとに、2 (料金額) の規定により算定した額を適用します。
(5) 国際アウトローミングに係る定額通信料の適用	ア 当社が別に定めるところにより、国際アウトローミングに係る定額通信料を適用します。 イ 当社は、契約者は当社が別に定める条件に基づいて、国際アウトローミングに係る定額通信料を申込みいただくことがあります。

2 料金額

国際アウトローミング通信料の料金額については、当社のホームページ等において掲示するとおりとします。

第6 解除料

(解除料は、この約款に定めるところにかかわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除き、令和4年1月31日をもって廃止しました。)

1 適用

解除料の適用については、第40条（解除料の支払い義務）に規定するところによります。また、解除料の適用除外等その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

2 料金額

当社が別に定めるところによります。

第7 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第41条(手続きに関する料金の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用																	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約事務手数料</td><td>4G通信サービスに係る契約申込み(すでに5G通信サービス契約約款に定める5G通信サービスに係る契約又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定める(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)を締結している者が、当該契約を解除すると同時に4G通信サービスに係る契約の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>譲渡承認手数料</td><td>4G通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>チップ発行手数料</td><td>4Gチップ(r)の貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>チップ情報再登録手数料</td><td>4Gチップ(e)又は4Gチップ(r)(当社が別に定めるものに限ります。)への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求(当社が定める方法により請求する場合に限ります。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>内線番号設定手数料</td><td>内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>払込処理手数料</td><td>当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金</td></tr> <tr> <td>お好み番号セレクト手数料</td><td> <p>ア 契約者がお好み番号セレクト(当社が別に定めるサービス取扱所において、契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときに支払いを要する料金</p> <p>イ 前項の規定は、契約者識別番号の変更の請求をする場合において準用します。</p> </td></tr> </tbody> </table>	種別	内容	契約事務手数料	4G通信サービスに係る契約申込み(すでに5G通信サービス契約約款に定める5G通信サービスに係る契約又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定める(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)を締結している者が、当該契約を解除すると同時に4G通信サービスに係る契約の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	譲渡承認手数料	4G通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	チップ発行手数料	4Gチップ(r)の貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	チップ情報再登録手数料	4Gチップ(e)又は4Gチップ(r)(当社が別に定めるものに限ります。)への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求(当社が定める方法により請求する場合に限ります。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	内線番号設定手数料	内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金	払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金	お好み番号セレクト手数料	<p>ア 契約者がお好み番号セレクト(当社が別に定めるサービス取扱所において、契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときに支払いを要する料金</p> <p>イ 前項の規定は、契約者識別番号の変更の請求をする場合において準用します。</p>
種別	内容																
契約事務手数料	4G通信サービスに係る契約申込み(すでに5G通信サービス契約約款に定める5G通信サービスに係る契約又はソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に定める(E)データ特定契約サービス(4G)に係る契約(当社が別に定めるものに限ります。)を締結している者が、当該契約を解除すると同時に4G通信サービスに係る契約の申込みを行ったときを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																
譲渡承認手数料	4G通信サービスに係る利用権の譲渡の承認を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																
チップ発行手数料	4Gチップ(r)の貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																
チップ情報再登録手数料	4Gチップ(e)又は4Gチップ(r)(当社が別に定めるものに限ります。)への契約者識別番号等の情報の登録に関する請求(当社が定める方法により請求する場合に限ります。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金																
内線番号設定手数料	内線番号の登録又は変更を行ったときに支払いを要する料金																
払込処理手数料	当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において料金等を支払う際に必要となる書面を送付したときに支払いを要する料金																
お好み番号セレクト手数料	<p>ア 契約者がお好み番号セレクト(当社が別に定めるサービス取扱所において、契約の申込みの承諾を受けた際に、当社が付与する契約者識別番号の一部に関する希望を、当社が定める数以内で申し出ることができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用したときに支払いを要する料金</p> <p>イ 前項の規定は、契約者識別番号の変更の請求をする場合において準用します。</p>																

		<p>ウ お好み番号セレクトは、当社が契約者の希望に応じて契約者識別番号を付与することを約束するものではありません。</p> <p>エ 当社に割り当てられた契約者識別番号以外の番号については、お好み番号セレクトを利用することができません。</p>
(2) 手続きに関する料金の減免適用		当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。

2 料金額

2-1 2-2 以外の場合で 4G 通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

(1) (2)又は(3)以外の場合で、4G 通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	4,500 円 (4,950 円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	4,500 円 (4,950 円)
チップ発行手数料	1 の 4G チップ(r)ごとに	4,500 円 (4,950 円)
チップ情報再登録手数料	1 の登録手続きごとに	4,500 円 (4,950 円)
内線番号設定手数料	1 の内線番号登録又は変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	300 円(330 円)
お好み番号セレクト手数料	1 の登録手続きごとに	1,000 円(1,100 円)

(2) インターネットを経由して 4G 通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
チップ情報再登録手数料	1 の登録手続きごとに	3,500 円(3,850 円) ただし、当面の間、当該料金の支払いを要しません。請求の準備が整い次第、当社ホームページ等でお知らせします。
内線番号設定手数料	1 の内線番号登録又は変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	300 円(330 円)
お好み番号セレクト手数料	1 の登録手続きごとに	1,000 円(1,100 円)

(3) ソフトバンク電話店で 4G 通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
内線番号設定手数料	1 の内線番号登録又は変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
払込処理手数料	1 請求先の 1 料金月ごとに	300 円(330 円)
お好み番号セレクト手数料	1 の登録手続きごとに	1,000 円(1,100 円)

2-2 4G プリペイド通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

(1) インターネットを経由せずに 4G プリペイド通信サービスに係る契約の申込みが行われた場合

区分	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円 (3,850 円)
譲渡承認手数料	1 契約ごとに	0 円 (0 円)
チップ発行手数料	1 の 4G チップ(r)ごとに	3,500 円 (3,850 円)

第8 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第41条の2（ユニバーサルサービス料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア 当社は4G データ通信サービス、4G 通信サービス(f)、4G 通信サービス(s)、4G 通信サービス(i)、4G 通信サービス(IoT)（当社が別に定めるものに限ります。）、4G データ通信サービス(i)、4G データ通信サービス(s)又は特定契約サービス(5G)（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線の契約者識別番号について、2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料を適用します。</p> <p>イ 当社は、4G プリペイド通信サービスに係る契約者回線について、料金の前払い登録ごとに2（料金額）に規定するユニバーサルサービス料を適用します。</p>

2 料金額

2-1 **4G** データ通信サービス、**4G** 通信サービス(f)、**4G** 通信サービス(s)、**4G** 通信サービス(i)、**4G** 通信サービス(IoT)（当社が別に定めるものに限ります。）、**4G** データ通信サービス(i)、**4G** データ通信サービス(s)又は特定契約サービス(5G)（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの

単位	料金額
1 の契約者識別番号ごとに月額	2 円(2.2 円)

2-2 **4G** プリペイド通信サービスに係るもの

単位	料金額（税込）
1 の料金の前払い登録ごとに	6 円

第9 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第41条の3（電話リレーサービス料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	<p>ア 当社は、4G データ通信サービス、4G 通信サービス(f)、4G 通信サービス(s)、4G 通信サービス(i)、4G 通信サービス(IoT)（当社が別に定めるものに限ります。）、4G データ通信サービス(i)、4G データ通信サービス(s)又は特定契約サービス(5G)（当社が別に定めるものに限ります。）に係る契約者回線の契約者識別番号について、2（料金額）に規定する電話リレーサービス料を適用します。</p> <p>イ 当社は、4G プリペイド通信サービスに係る契約者回線について、料金の前払い登録ごとに2（料金額）に規定する電話リレーサービス料を適用します。</p> <p>ウ 2（料金額）に規定する料金は、当社のホームページにおいて掲示する料金月に従って請求します。</p>

2 料金額

2-1 4G データ通信サービス、4G 通信サービス(f)、4G 通信サービス(s)、4G 通信サービス(i)、4G 通信サービス(IoT)（当社が別に定めるものに限ります。）、4G データ通信サービス(i)、4G データ通信サービス(s)又は特定契約サービス(5G)（当社が別に定めるものに限ります。）に係るもの

単位	料金額
1 の契約者識別番号ごとに月額	1 円(1.1 円)

2-2 4G プリペイド通信サービスに係るもの

単位	料金額（税込）
1 の料金の前払い登録ごとに	3 円

第10 4Gプリペイド通信サービス契約に係る前払い料金

1 適用

4Gプリペイド通信サービス契約に係る前払い料金の適用については、次のとおりとします。

4Gプリペイド通信サービス契約に係る前払い料金の適用							
(1) 料金の前払い額及び利用可能期間等の適用等	当社は、4Gプリペイド通信サービス契約者の前払い額に応じて2(料金額)に規定する利用可能期間を適用します。						
(2) 料金の前払い登録	ア 4Gプリペイド通信サービス契約者は、4G通信サービスの利用にあたって当社が定めた「1400」をダイヤルすることにより料金の前払い登録を行うことができます。 イ 4Gプリペイド通信サービス契約者は、4G通信サービスに関する申込みを行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備へインターネットを利用して当社所定の操作を行うことにより、料金の前払い登録を行うことができます。						
(3) プリペイドカード等の換金	プリペイドカード(当社が販売するカード(当社のカードとして取り扱うものを含みます。)であって、プリペイド番号が記載されたものをいいます。以下同じとします。)及び前払い額の換金は行いません。						
(4) 前払い残高の上限及び利用可能期間の上限	前払い残高の上限及び利用可能期間は次のとおりとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;"> </th><th style="text-align: center; padding: 5px;">前払い残高の上限</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">利用可能期間の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">4Gプリペイド通信サービス</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">120,000円</td><td style="text-align: center; padding: 5px;">360日</td></tr> </tbody> </table>		前払い残高の上限	利用可能期間の上限	4Gプリペイド通信サービス	120,000円	360日
	前払い残高の上限	利用可能期間の上限					
4Gプリペイド通信サービス	120,000円	360日					

2 料金額

1の料金の前払い登録ごとに

前払い額	利用可能期間
3,000円	60日
5,000円	60日

第2表 工事費

1 適用

工事費の適用については、第42条（工事費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
(1) 特別な作業を行う工事についての工事費の適用	特別な作業を行う工事を行った場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、当社が別に算定する額とします。
(2) 工事費の減免適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず工事等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その工事費の額を減免して適用することがあります。

2 工事費の額

2-1 2-2以外の場合で工事を要する請求を行った場合

区分	単位	工事費の額
契約回線の利用の一時中断又は再利用に関する工事	1の工事ごとに	500円(550円)
契約者識別番号の変更に関する工事（迷惑電話によるものに限ります。）	1の工事ごとに	4,500円(4,950円)
着信短縮ダイヤル機能に関する工事	1の工事ごとに	基本工事費（300円(330円) +3,500円(3,850円)/地域

2-2 インターネットを経由して工事を要する請求を行った場合

区分	単位	工事費の額
契約回線の利用の一時中断又は再利用に関する工事	1の工事ごとに	500円(550円)
契約者識別番号の変更に関する工事（迷惑電話によるものに限ります。）	1の工事ごとに	3,500円(3,850円)
着信短縮ダイヤル機能に関する工事	1の工事ごとに	基本工事費（300円(330円) +3,500円(3,850円)/地域

第3表 証明手数料

当社は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その証明手数料の額を減免して適用することがあります。

単位	料金額
1 契約ごとに	400 円(440 円)

第4表 付随サービスに関する料金等

付随サービスに関する料金には、次の種別があります。当社は付随サービス等の態様等を勘案して別に定めるところにより、その付随サービスに関する料金等の額を減免して適用することがあります。

第1 通信料明細書の発行手数料

区分	単位	料金額
ア イ以外	1 契約者回線ごとに月額	200 円(220 円)
イ 契約者が法人であるとき	1 契約者回線ごとに月額	100 円(110 円)

(注) 通信料明細書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(当社が別に算定する額)が必要な場合があります。

第2 請求先分割手数料

区分	単位	料金額
4G 通信サービスに係る契約に係るもの	1 契約について請求先分割 1 回ごとに	100 円(110 円)

第3 支払証明書等の発行手数料

単位	料金額
支払証明書等 1 枚ごとに	400 円(440 円)

(注) 支払証明書等の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代及び郵送料(当社が別に算定する額)が必要な場合があります。

第4 請求書の送付手数料

単位	料金額
1 契約について送付 1 回ごとに	230 円(253 円)

第5 電話番号・メールアドレスお預かりサービス使用料

単位	料金額
1 契約者回線ごとに月額	390 円(429 円)

別記

1 4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続される自営端末設備又は自営電気通信設備が適合すべき技術基準及び技術的条件

区 別	技術基準及び技術的条件
4G 通信サービスの契約者回線又は付随契約者回線に接続される場合	端末設備等規則

2 新聞社等の基準

新聞社等の基準については次のとおりとします。

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は議論することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者等	放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 2 条に規定する放送事業者及び有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条に規定する有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいいます。)を提供することを目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝又は勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像又は文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) 他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為
- (10) 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (11) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (12) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (13) (1)から(12)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (14) その他、当社が不適切と判断する行為

4 削除

5 海外事業者一覧及び通信料金区分等

国際アウトローミング機能を利用できる海外事業者及び海外事業者区分若しくは国際メッセージ通信を行うことができる海外事業者は当社のホームページ等において掲示するとおりとします。

6 契約者回線から送信できるメッセージデータ等及びメッセージ通信モードを利用した通信の数

(1) 当社は、契約者回線から 24 時間に内に次表に規定するメッセージデータ及び電子メール（以下この欄においてメッセージデータ等といいます。）の送信等が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、その時点から起算して（以下「起算時刻」といいます。）契約者回線からのメッセージデータ等の送信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

種類	制限数
メッセージデータ機能を利用して送信されたメッセージデータ及びメッセージデータ 変換機能を利用して送信された電子メール	499
電子メール機能(i)を利用して送信されたメッセージデータ	499
プラスメッセージデータ変換機能を利用して送信された電子メール ^{*1}	499 ^{*2}

(※1) グループチャットの作成も含みます。

(※2) グループチャットの作成数も制限数として数え、グループチャット内で送信された電子メールは制限数として数えません。

(2) 24 時間に内に次表に規定するメッセージ通信モードを利用した通信が行われ、同表に規定する制限数を超えた場合は、起算時刻の属する日の翌日から契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信を 24 時間制限します。この場合において、制限数及び起算時刻は当社の機器により測定し、当社の業務遂行上やむを得ないときは、制限数又は起算時刻を変更することがあります。

1 契約者回線ごとに

通信の区別	制限数
メッセージ通信モードを利用した通信	199

7 メッセージ通信モード又はパケット通信モード利用における不適切な行為

- (1) 他者に不利益若しくは損害を与える行為又はそれらのおそれのある行為
- (2) 他者に嫌悪感を抱かせる若しくは嫌悪感を抱かせるおそれのあるメールを送信する行為
- (3) 同意を得ることなく不特定多数の他者に、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為
- (4) 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (5) 当社若しくは他社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為
- (6) 他者を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為
- (9) メッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限りません。）により利用し得る情報を改ざんし、又は消去する行為
- (10) 他者になりすましてメッセージ通信モード又はパケット通信モード（メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)に限りません。）を利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工する行為を含みます。）
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信する行為
- (12) その他、当社が不適切と判断する行為

8 通信料明細書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があつたときは、その契約者に係る 4G 通信サービスの通信料明細書を、当社が設置した

情報蓄積装置に登録した電子データにより発行します。

- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表第1(通信料明細書の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。
- (3) 契約者が(1)の請求をし、その承諾を受けた場合であって、別記10に定める請求書の送付を受けているときは、当社は通信料明細書を請求書送付先に送付します。

9 支払証明書等の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があつたときは、その4G通信サービス及び付随サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなつた料金、工事費又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) 当社は、契約者から請求があつたときは、当該契約に係る預託金が当社に預け入れされている旨の証明書(以下「預託金預り証明書」といいます。)を発行します。
- (3) 契約者等は、(1)又は(2)の請求をし、その支払証明書等(支払証明書及び預託金預り証明書をいいます。以下同じとします。)の発行を受けたときは、料金表第4表第3(支払証明書等の発行手数料)に規定する手数料等の支払いを要します。

10 請求書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があつたときは、契約者の債務に係る請求書を発行します。
この場合において、契約者は、請求書の送付先を指定して当社に届け出でていただきます。
- (2) (1)のほか、当社は、契約者又は第42条の2(契約者以外の者による料金の支払い)第1項に規定する支払者が、契約者の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であつて、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)又は当社が別に定める事由により支払い方法が変更となつた場合は、請求書を発行します。
- (3) 第42条の2第2項の規定により、契約者に契約者の債務の支払いを請求する場合は、契約者の債務の支払いに関する請求書を発行することがあります。
この場合において、当社は契約者の債務の支払いに関する請求書を契約者の住所に送付することとします。
- (4) 契約者は、(1)、(2)又は(3)に規定する請求書の発行を受けたときは、料金表第4表第4(請求書の送付手数料)に規定する手数料の支払いを要します。ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。

11 付随サービスの提供

端末設備の種類等により、別記8から10、別記14から17及び19に定める付随サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。

12 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

- (1) 相互接続通信に係る料金を一括して定めるもの
ア 通話モードによる相互接続通信に係るもの

接続形態		料金の取扱い等
(ア)	発信:当社の契約者回線 着信:携帯電話事業者に 係る電気通信設備	料金設定事業者:当社 料金を請求する事業者:当社 料金の支払を要する者:その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い:この約款に定めるところによります。
(イ)	発信:当社の契約者回線	料金設定事業者:当社又は固定電気通信事業者若しくはIP電話事業者

	着信:固定電気通信事業者又はIP電話事業者に係る電気通信設備	料金を請求する事業者:当社又は固定電気通信事業者若しくはIP電話事業者 料金の支払を要する者:その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い:その固定電気通信事業者又はIP電話事業者の契約約款及び料金表に定めがある場合を除き、この約款に定めるところによります。
(ウ)	発信:当社の契約者回線 着信:国際電気通信事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者:当社又は国際電気通信事業者 料金を請求する事業者:当社又は国際電気通信事業者 料金の支払を要する者:その通信の発信に係る契約者回線の契約者(この約款に別段の定めがある場合を除き、国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定める国際電気通信事業者と電話利用契約等を締結している者に限ります。) 料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その国際電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(エ)	発信:携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信:当社の契約者回線	料金設定事業者:携帯電話事業者 料金を請求する事業者:携帯電話事業者 料金の支払を要する者:その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その携帯電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(オ)	発信:固定電気通信事業者又はIP電話事業者に係る電気通信設備 着信:当社の契約者回線	料金設定事業者:固定電気通信事業者又はIP電話事業者 料金を請求する事業者:固定電気通信事業者又はIP電話事業者 料金の支払を要する者:その固定電気通信事業者又はIP電話事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その固定電気通信事業者又はIP電話事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
(カ)	発信:国際電気通信事業者に係る電気通信設備 着信:当社の契約者回線	料金設定事業者:国際電気通信事業者 料金を請求する事業者:国際電気通信事業者 料金の支払を要する者:その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い:その国際電気通信事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

イ 特定契約者回線を使用して提供する通話モード又はパケット通信モードによる相互接続通信に係るもの

接続形態		料金の取扱い等
(ア)	発信:当社の特定契約者回線 着信:協定事業者(当社が定める事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき接続する仮想携帯電話事業者に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る電気通信設	料金設定事業者:協定事業者 料金を請求する事業者:協定事業者 料金の支払を要する者:その協定事業者の契約約款及び料金表に規定する者 料金に関するその他の取扱い:この約款に別段の定めがある場合を除き、その協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

備	
---	--

(2) 削除

13 国際電気通信事業者の電話利用契約

事業者	電話利用契約
アルテリア・ネットワークス株式会社	一般電話契約
プラスティル株式会社	プラスティル国際電話サービス契約
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	国際電話加入契約

14 契約者に係る通信料の請求先分割

(1) 当社は、契約者から届出があったときは、次表に規定する請求先分割の取扱いを行います。この場合、請求先分割には同表の3種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。

種類	内容
特番タイプ	契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）による通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限ります。）のうち、契約者識別番号の前に当社が指定する番号を付加して行った通信に関する料金について、当該契約者の指定する他の1の者（以下この別記14において「分割請求先」といいます。）に請求するサービス
曜日・時刻タイプ	契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限ります。）のうち、当該契約者があらかじめ次のいずれかより選択した時間帯区分に行った通信に関する料金について、分割請求先に請求するサービス (7) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後6時から翌日午前8時まで (1) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後7時から翌日午前8時まで (ウ) 土曜日、日曜日及び祝日の終日並びに午後8時から翌日午前8時まで
全額タイプ	契約者が当社に支払うべき通信料（通話モード（当社が別に定める協定事業者の電気通信設備への通信を含みます。）、パケット通信モード及びメッセージ通信モードによる通信並びに相互接続番号案内に係る通信に係るものに限ります。）について、分割請求先に請求するサービス

(2) 請求先分割の取扱いは、契約者が当社が別に定める条件を満たしている時に選択することができます。

(3) 契約者は、請求先分割の取扱いの届出若しくは廃止又は請求先分割の種類を変更するときは、分割請求先（当社が別に定めるものに限ります。）の同意を得て、当社所定の書面をサービス取扱所に提出していただきます。ただし、請求先分割の取扱いを廃止する場合は分割請求先の同意は不要とします。

- (4) 契約者は、請求先分割の取扱いの届出をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表第2（請求先分割手数料）に規定する手数料等の支払いを要します。この場合において、当社は手数料等を4G通信サービスの料金に合算して請求します。
- (5) (1)の規定により、分割請求先は、当社が請求する額を第43条（料金の計算等）の規定に準じて支払っていただきます。
- (6) 請求先分割の取扱いの開始又は分割請求先若しくは請求先分割の種類の変更については、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月の翌料金月以降の通信料について、この請求先分割又は変更後の請求先分割の取扱いを行います。
- (7) 請求先分割の取扱いを廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月までの通信料について、この請求先分割の取扱いを行います。
- (8) 分割請求先が当社の定める支払期日を経過してもなお請求した額を支払わないときには、契約者にその額を支払っていただきます。この場合において、当社は第28条（4G通信サービスの利用停止）第2項の規定にかかわらず、その4G通信サービスの利用を停止することがあります。
- (9) 契約者が(8)により4G通信サービスの利用を停止されたときは、当社は、同時に5G通信サービス契約約款の規定にかかわらず、5G通信サービスの利用を停止します。
- (10) 当社は、前項の場合が繰り返し発生した場合は、請求先分割の取扱いを廃止することがあります。

15 時報サービス

- (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

- (2) 時報サービスは、1の通信（通話モードによる通信に限ります。）について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後12分までの間において、その通信を打ち切ります。

- (3) 削除

16 情報提供サービス

- (1) 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	4G通信サービスを利用し、通話モードによる通信を行うことにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

- (2) 情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

- (3) 当社は、情報提供サービスに関する次の事項を定めます。

ア 情報提供サービスの区别。

イ 作成された情報ごとの情報番号（当社が情報提供サービスを提供するにあたって定めた4桁の数字又は記号を含む5桁の数字からなる番号をいいます。）。

ウ 情報提供サービスの内容。

エ 情報提供サービスの選択番号。

- (4) 情報提供サービスを利用することができる時間帯等については、当社が別に定めるところにより、制限される場合があります。

- (5) 情報提供サービスは、1の通信（通話モードによる通信に限ります。）について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した後、その通信を打ち切ります。

- (6) 当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由に基づいて発生した損害に

については、責任を負いません。

(7) 当社が行う情報提供サービスに関する損害の賠償は、第 51 条(責任の制限)の規定に準じて取り扱います。

17 短縮ダイヤル接続サービス

当社は、別に定める協定事業者に係る電気通信設備へ着信する通信（当社が指定した通信に限ります。）を短縮ダイヤル番号（短縮ダイヤル接続サービスを行うにあたって当社が付与した記号を含む 5 桁までの番号（着信短縮ダイヤル番号を除きます。）をいいます。）により接続します。

18 国際通信地域区分における地域の範囲

国際通信地域区分における地域の範囲は、次のとおりとします。

(1) 通話モードに係るもの

国際通信 地域区分	地域の範囲
アメリカ 1	アラスカ、ハワイ
アメリカ 2	アメリカ合衆国
アメリカ 3	カナダ
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国
アメリカ 5	アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティル、オランダ領セント・マーティン、ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、セントビンセント・グレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ニカラグア共和国、米領バージン諸島、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島、メキシコ合衆国、モンセラット
アメリカ 6	アンギラ、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、英領バージン諸島
オセアニア 1	グアム
オセアニア 2	ニュージーランド
オセアニア 3	サイパン
オセアニア 4	オーストラリア連邦、マーシャル諸島共和国
オセアニア 5	クリスマス島、ココス諸島、サモア独立国、米領サモア、ツバル、ニューカレドニア、ノーフォーク島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー諸島共和国、ワリス・フチュナ諸島
オセアニア 7	パプアニューギニア独立国
アジア 1	マレーシア
アジア 2	ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ特別行政区
アジア 3	シンガポール共和国

アジア 4	フィリピン共和国
アジア 5	インドネシア共和国、大韓民国、タイ王国、台湾、中華人民共和国、ベトナム社会主義共和国、香港特別行政区
アジア 6	ミャンマー連邦
アジア 7	インド、朝鮮民主主義人民共和国、スリランカ民主社会主義共和国、ネパール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国、モンゴル国、ラオス人民民主共和国
アジア 8	カンボジア王国、東ティモール民主共和国
中東 1	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、iran・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、ヨルダン
中東 2	アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、バーレーン王国、レバノン共和国
ヨーロッパ 1	デンマーク王国
ヨーロッパ 2	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国
ヨーロッパ 3	アイルランド、アゾレス諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島
ヨーロッパ 4	フィンランド共和国
ヨーロッパ 5	オランダ王国、スイス連邦、スペイン、ロシア連邦
ヨーロッパ 6	グレートブリテン・北アイルランド連合王国、イタリア共和国、ウクライナ、スウェーデン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、ハンガリー共和国、フェロー諸島、フランス共和国、ルーマニア
ヨーロッパ 7	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 8	トルコ共和国
ヨーロッパ 9	アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オーストリア共和国、カザフスタン共和国、キプロス共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア共和国
ヨーロッパ 10	アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国
アフリカ 1	カナリー諸島、スペイン領北アフリカ
アフリカ 2	アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セネガル共和国、タンザニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国
アフリカ 3	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、赤道ギニア共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、マイヨット島、マダ

	ガスカル共和国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
--	--

19 電話番号・メールアドレスお預かりサービス

(1) 当社は、次により電話番号・メールアドレスお預かりサービスを提供します。

区 別	内 容
電話番号・メールアドレスお預かり サービス	契約者から請求があった日から一定期間、契約者回線の契約者識別 番号及び当社が付与するメールアドレスを他に転用することなく、 その4G通信サービス等を利用できないようするサービス

(2) 当社は、4G通信サービス契約者(当社が別に定めるものに限ります。)(以下この欄において「契約者」といいます。)から請求があったときは、その契約者回線について、前項に規定する電話番号・メールアドレスお預かりサービスを提供します。ただし、同一料金月内において、本サービスの廃止があった場合は、請求をすることができません。

(3) 契約者は、前項の規定により本サービスの利用に係る請求をし、当社が本サービスの利用に係る登録を行ったとき及び本サービスの提供を受けているときは、料金表第4表第5(電話番号・メールアドレスお預かりサービス使用料)に規定する料金の支払いを要します。

(4) 前項に規定する料金額については、日割りは行いません。

(5) 本サービスの提供を受けている期間(以下「提供期間」といいます。)が5年を経過したときは、当社はその契約者回線について、提供期間が5年を経過した日の属する暦月の末日をもって、その4G通信サービス等に係る契約を解除します。この場合において、料金表第1表第6(解除料)に規定する解除料については支払いを要しません。

(6) 前項に規定する提供期間は、本サービスの利用の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

(7) 当社は、付加機能の提供、料金表第1表第1(基本使用料)又は第3(通信料)に規定する適用(当社が別に定めるものを除きます。)を受けている契約者回線について、本サービスの提供を行ったときは、その付加機能又はその料金の適用を廃止します。ただし、付加機能のうち、S!機能又はS!機能(i)については、この限りでありません。

(8) 契約者は、第38条(基本使用料等の支払い義務)及び第39条(通信料の支払い義務)の規定にかかわらず、本サービスの提供期間は、その4G通信サービス等に係る当社が別に定める基本使用料の適用、付加機能使用料及び通信料の適用(以下この欄において「基本使用料等」といいます。)については、その支払いを要しません。ただし、本サービスの提供が行われた日の属する料金月及び再び4G通信サービス等を利用できる状態とした日の属する料金月における月額料金の日割りについては、その基本使用料等の適用によります。

(9) 本サービスの提供が行われた日の属する料金月の翌料金月の起算日から、本サービスの適用を廃止した日の属する料金月末までの期間については、利用期間を定める料金種別の利用期間又は第1(基本使用料)に規定する適用に係る利用期間に通算しません。

(10) 当社は、本サービスの提供を受けている4G通信サービス等の契約者回線について、契約者から本サービスの適用を廃止する届出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの適用を廃止します。

(イ) 利用権の譲渡を行うとき。

(ウ) 契約者の地位の承継を行うとき。

(エ) 4G通信サービス等に係る契約の解除があったとき。

(11) 前項の場合において、同一料金月内に本サービスの提供の開始があった場合は、本サービスの廃止のほ

か、前項(ア)、(イ)又は(ウ)を行うことができません。

(12) 本サービスの提供は、その届出により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日から行います。

(13) 本サービスを廃止する場合は、その廃止により当社が取扱所交換設備への必要な登録を完了した日まで
本サービスの取扱いを行います。

(14) 本サービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

20 4G通信サービスに関する技術資料の項目

- 1 概要
- 2 サービス概要
- 3 サービス内容
- 4 移動機
- 5 付録

附則

附 則(平成 24 年 2 月 23 日 約サビ第 11-0054 号)

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日 約サビ第 11-0067 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 3 月 28 日から実施します。

附 則(平成 24 年 4 月 20 日 約サビ第 12-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 24 年 8 月 6 日 約サビ第 12-0041 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 8 月 14 日から実施します。

附 則(平成 24 年 9 月 20 日 約サビ第 12-0050 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により締結されている次表左欄の契約は、この改正後の規定により、次表右欄の契約に移行したものとします。

4G(AXGP)データ通信サービス契約	4G 通信サービス契約
---------------------	-------------

附 則(平成 24 年 10 月 9 日 約サビ第 12-0056 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 10 月 10 日から実施します。

附 則(平成 24 年 10 月 24 日 約サビ第 12-0063 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

附 則(平成 24 年 11 月 29 日 約サビ第 12-0072 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 11 月 30 日から実施します。

附 則(平成 24 年 12 月 7 日 約サビ第 12-0077 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 12 月 11 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日 約サビ第 12-0099 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 3 月 21 日から実施します。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日 約サビ第 12-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 25 年 8 月 8 日 約サビ第 13-0055 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 8 月 9 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 27 日 約サビ第 13-0079 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 1 月 10 日 約サビ第 13-0105 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(平成 26 年 2 月 26 日 約サビ第 13-0125 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日 約サビ第 13-0131 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日 約サビ第 14-0032 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 23 日 約サビ第 14-0046 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 30 日から実施します。

附 則(平成 26 年 7 月 31 日 約サビ第 14-0054 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 9 月 19 日 約サビ第 14-0069 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 9 月 26 日 約サビ第 14-0072 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 26 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約サビ第 14-0103 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 26 年 12 月 18 日 約サビ第 14-0104 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 12 月 19 日から実施します。

附 則(平成 27 年 1 月 30 日 約サビ第 14-0117 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 2 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日 約サビ第 14-0138 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 13 日 約サビ第 15-0002 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 15 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 23 日 約サビ第 15-0005 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 24 日から実施します。

附 則(平成 27 年 5 月 27 日 約サビ第 15-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 28 日から実施します。

附 則(平成 27 年 11 月 30 日 約サビ第 15-0062 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日 約サビ第 15-0068 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 17 日から実施します。

附 則(平成 28 年 1 月 7 日 約サビ第 15-0073 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 8 日 約サビ第 15-0080 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 9 日から実施します。

附 則(平成 28 年 2 月 9 日 約サビ第 15-0081 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 19 日から実施します。

附 則(平成 28 年 4 月 26 日 約サビ第 16-0009 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 27 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0016 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 5 月 19 日 約サビ第 16-0017 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附 則(平成 28 年 11 月 17 日 約サビ第 16-0060 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 11 月 18 日から実施します。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日 約サビ第 16-0083 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 8 日から実施します。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日 約サビ第 16-0089 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日より実施します。

附 則(平成 29 年 9 月 21 日 約サビ第 17-0012 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日より実施します。

附 則(平成 29 年 10 月 30 日 約サビ第 17-0015 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日より実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 13 日 約サビ第 17-0018 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日より実施します。

附 則(平成 30 年 2 月 28 日 約サビ第 17-0021 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日より実施します。

附 則(平成 30 年 7 月 19 日 約サビ第 18-0012 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 20 日より実施します。

附 則(平成 30 年 7 月 31 日 約サビ第 18-0014 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 8 月 1 日より実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 5 日 約サビ第 18-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 10 日より実施します。

附 則(平成 30 年 10 月 24 日 約サビ第 18-0022 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 26 日より実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 16 日 約サビ第 18-0027 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 21 日から実施します。

附 則(平成 31 年 1 月 25 日 約サビ第 18-0028 号)

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 31 日から実施します。

附 則(令和元年 5 月 16 日 約サビ第 19-0004 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 5 月 22 日から実施します。

附 則(令和元年 6 月 27 日 約サビ第 19-0007 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和元年 9 月 12 日 約サビ第 19-0013 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和元年 9 月 13 日から実施します。

(4G 通信サービス契約の最低利用期間に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により 4G 通信サービスの提供を受けている場合の 4G 通信サービス契約の最低利用期間は、次の規定によります。

(1) 4G 通信サービス契約(4G データプリペイド通信サービスを除きます。)には、最低利用期間があります。

(2) 前項の最低利用期間は、当社が 4G 通信サービスに係る契約申込みを承諾し、取扱所交換設備への必要な登録を完了した日の属する料金月から翌々料金月の末日までの間とします。

(3) 4G 通信サービス契約者が、最低利用期間内に、その契約を解除することを当社に通知した場合又は当社がその契約を解除した場合は、料金等の適用に規定する解除料の支払いを要します。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

附 則(令和元年 12 月 24 日 約サビ第 19-0019 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 1 月 10 日 約サビ第 19-0020 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 1 月 15 日から実施します。

附 則(令和 2 年 2 月 28 日 約サビ第 19-0023 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日 約サビ第 19-0025 号)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 27 日から実施します。

附 則(令和 2 年 9 月 28 日 MKS2009280005570001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 10 月 21 日 MKS2010210002810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 10 月 23 日から実施します。

附 則(令和 2 年 11 月 26 日 MKS2011260002430001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 12 月 22 日 MKS2012220006020001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 18 日 MKS2102180004390001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日 MKS2103250005940001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 6 月 25 日 MKS2106240005810001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 7 月 9 日 MKS2107090001370001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 14 日から実施します。

附 則(令和 3 年 9 月 22 日 MKS2109220003440001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 12 月 20 日 MKS2112200000550001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日 MKS2201260001290001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 1 日から実施します。

(解除料に関する経過措置)

2 解除料は、この約款の附則に規定する料金種別に係るものを受け止します。ただし、この約款に定めるところにかかるわらず、法人との契約において別に定める提供条件又は特約で提供しているものを除きます。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日 MKS2203240001250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 5 月 20 日 MKS2205190005060001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 21 日 MKS2206210002490001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 6 月 23 日から実施します。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日 MKS2303280005640001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 4 月 10 日 MKS2304100001100001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 4 月 12 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 22 日 MKS2305220005250001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 5 月 24 日から実施します。

附 則(令和 5 年 5 月 30 日 MKS2305290006070001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

附 則(令和 5 年 6 月 27 日 MKS2306250000130001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 6 月 30 日から実施します。

附 則(令和 5 年 10 月 23 日 MKS2310200001080001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 10 月 25 日から実施します。

(マルチデバイス接続機能の提供に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりマルチデバイス接続機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(令和 6 年 3 月 12 日 MKS2403110007530001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 3 月 15 日から実施します。

附 則(令和 6 年 4 月 5 日 MKS2404050001250001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 16 日から実施します。

(4G 通信サービスの提供に係る経過措置)

2 令和 6 年 4 月 15 日時点で、当社との間で 3G 通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者(当社との間で特定契約サービス(4G)の提供を受けるための契約を締結している者を除きます。)であって、令和 6 年 4 月 7 日時点の住所が石川県でない者が、令和 6 年 4 月 15 日までに、4G 通信サービス契約を申込みしたときは、当社は、実施期日からこの約款を適用し、この約款に基づいて 4G 通信サービスを提供します。ただし、料金月の対象期間が令和 6 年 3 月 21 日から令和 6 年 4 月 20 日まで、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで又は令和 6 年 4 月 11 日から令和 6 年 5 月 10 日までである場合の、当該料金月に係る基本使用料及び通信料(通話モード又はメッセージ通信モードによる通信に限ります。以下この条において同じとします。)については、この約款の規定に関わらず、3G 通信サービス契約約款に規定する基本使用料及び通信料の内容に読み替えて適用します。

3 令和 6 年 7 月 31 日時点で、当社との間で 3G 通信サービスの提供を受けるための契約を締結している者(当社との間で特定契約サービス(4G)の提供を受けるための契約を締結している者を除きます。)であって、令和 6 年 4 月 7 日時点の住所が石川県である者が、令和 6 年 7 月 31 日までに、4G 通信サービス契約を申込みしたときは、当社は、令和 6 年 8 月 1 日からこの約款を適用し、この約款に基づいて 4G 通信サービスを提供します。ただし、料金月の対象期間が令和 6 年 7 月 11 日から令和 6 年 8 月 10 日までの者、令和 6 年 7 月 21 日から令和 6 年 8 月 20 日までの者又は令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日までの一部の者についての、当該料金月に係る基本使用料及び通信料(通話モード又はメッセージ通信モードによる通信に限ります。以下この条において同じとします。)については、この約款の規定に関わらず、3G 通信サービス契約約款に規定する基本使用料及び通信料の内容に読み替えて適用します。

附 則(令和 6 年 6 月 21 日 MKS2406210003510001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 6 年 7 月 18 日 MKS2407110001910001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 8 月 1 日から実施します。

(マルチデバイス接続機能の提供に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定によりマルチデバイス接続機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額(月額)
マルチデバイス	1 契約者回線ごとに月額	300 円(330 円)
提	(1)S!機能又は S!機能(i)の提供を受けている契約者に限り提供します。	

イ ス 接 続 機 能	供 条 件	(2)マルチデバイス接続機能を利用して送信したメッセージデータは、契約者回線から送信されたものとして取り扱い、当社の定めるところにより通信利用の制限の対象となる場合があります。
----------------------------	-------------	--

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(内線通信機能の提供に関する経過措置)

3 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により内線通信機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分	単位	料金額(月額)
内 線 通 信 機 能	内線グループ(4G 通信サービス(f)契約者、4G 通信サービス(s)契約者、4G 通信サービス(i)契約者及び特定契約サービス(5G)契約者回線等によって構成される回線グループであって、その全ての契約者回線等の名義が同一であるものをいいます。以下同じとします。)内において内線番号による通信(通話モードによる通信に限ります。以下この欄において同じとします。)を行うことができるようとする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額 934 円(1,027.4 円)
提 供 条 件	(1) 契約者は、当社に届け出ていただいた 1 の内線グループを構成する契約者回線の追加登録のみ行うことができます。この場合において、契約者は、内線グループを構成する 1 契約者回線ごとに内線番号の登録を行っていただきます。 (2) 当社は、(1)の届出があった場合、次のいずれかに該当する場合を除いて承諾します。 ア 契約者が法人以外であるとき イ 内線グループを構成する回線数が 50 以上とならないとき(当社が別に定める場合を除きます) (3) 当社は、内線通信機能の提供を受けている契約者回線について、契約者から申し出があった場合、その契約者回線に係る内線通信機能を廃止します。 (4) 当社は、(2)ア又はイに規定する条件を満たさなくなった場合は、内線グループを構成する全ての契約者回線について内線通信機能を廃止することができます。 (5) 契約者は、内線番号の変更を行う場合、当社に届け出ていただきます。 (6) 内線番号による通話の方法その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。	

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(4G データ通信サービス(E)に関する経過措置)

4 令和元年 9 月 12 日時点において、契約者が改正前の規定により締結している 4G データ通信サービス(E)契約については、なお従前のとおりとします。

4G データ通信サービス(E)	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が当社又は Wireless City Planning 株式会社であるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して、パケット通信のために提供する通信サービスであって、3G 通信サービス契約約款に規定する特定契約サービス(4G)(パケット通信
-----------------	---

	又はメッセージ通信モードによる通信の利用に限ります。)及びソフトバンクモバイル(E)データ通信サービス契約約款に規定する(E)データ特定契約サービス(4G)を同時に利用するもの
--	--

(料金に関する経過措置)

5 4G データ通信サービス(E)に係る料金その他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(料金種別のタイプ X にねん又はタイプ X を選択している 4G 通信サービス契約者に関する経過措置)

6 料金種別のタイプ X にねん又はタイプ X を選択している 4G 通信サービス契約者に係る料金その他の提供条件は、次の規定によります。

(1) 指定回線基本使用料割引の適用を受けている 4G 通信サービスに係るその指定回線基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

ア 当社は、4G 通信サービス契約者の選択により、指定回線群のうち 4G 通信サービス契約者回線に係るものに限りま
す。以下この欄において同じとします。)に係る基本使用料について、当社が別に定める基本使用料から次表に規定す
る額の割引を行います。

この場合において、指定回線基本使用料割引には家族割引(ブルー)と法人割引(ブルー)の 2 種類があります。

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.25 を乗じて得た額

イ 以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(2) 障がい者割引に係る基本使用料割引の適用を受けている 4G 通信サービス契約者に係るその障がい者割引に係る
基本使用料割引の適用は、次のとおりとします。

ア 当社は、4G 通信サービス契約者(障がい者(身体障がい者(身体障害者福祉法第 15 条 4 項の規定により身体障
害者手帳の交付を受けている者をいいます。)、知的障がい者(療養手帳制度により定められた療養手帳制度要綱に
規定する療養手帳の交付を受けている者をいいます。)、精神障がい者(精神保健及び障害者福祉に関する法律第 45
条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいいます。)、指定難病患者(難病の患者に
対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項の規定により医療受給者証の交付を受けている者をいいます。)又は特定疾
患病者(特定疾患医療受給者証若しくは特定疾患登録者証の交付を受けている者をいいます。)に限ります。))からの
選択により、当社が別に定める基本使用料に代えて、次表に規定する額の割引を行います

1 契約ごとに

割引額
基本使用料に 0.50 を乗じて得た額

イ ア以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

(3) 指定回線通信料割引の適用を受けている 4G 通信サービスに係るその指定回線通信料割引の適用は、次のとおりと
します。

ア 当社は、4G 通信サービス契約者が(1)に規定する指定回線基本使用料の適用を受けている場合に、1 の指定回線
群に係る 4G 通信サービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の 4G 通信サービスの契約者回線 (以下こ

の欄において「契約者回線」といいます。)へ行った通信(イに規定するものを除きます。)に関する料金(他社相互接続通信に係る料金等通信料に合算して請求するものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額について、次表に規定する額の割引を行います。

1 指定回線群ごとに

割引額		
1 通話モード及びデジタル通信モードに係るもの	(1) 1 の指定回線群に係る各々の 4G 通信サービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線へ行った通信に係るもの	料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額の合計額
2 パケット通信モードに係るもの(S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ機能又はメッセージデータ変換機能の利用による通信であつて、1 のメッセージデータが 300Kbyte までのものに限ります。)	1 の指定回線群に係る各々の 4G 通信サービスの契約者回線からその指定回線群を構成する他の契約者回線へ行った通信に関する料金の月間累計額に 1.00 を乗じて得た額の合計額	

イ 指定回線通信料割引の適用の対象となる通信は、次に該当するものを除きます。

- (ア) 国際アウトローミング機能の利用による通信
- (イ) 通信の付加サービスの利用による通信

ウ ア及びイ以外のその他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

附 則(令和 6 年 11 月 14 日 MKS2411140000370001)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 6 年 11 月 20 日から実施します。

(接続先制限機能の提供に関する経過措置)

2 この改正規定の際現に、契約者が改正前の規定により接続先制限機能の提供を受けている場合の料金その他の提供条件は、次の規定によります。なお、接続先制限機能についてはこの改正規定から順次提供を終了し、令和 7 年 3 月 31 日をもちまして提供を完全に終了します。

(1) 付加機能使用料は、次表のとおりとします。

区分		単位	料金額(月額)
接続先制限機能	指定先情報接続機能の利用(当社が別に定める場合を除きます。)において、当社が分類した区分に該当すると認めた情報を受けることができないようにする機能又は当社が別に定める接続先に限り接続するようにする機能をいいます。	1 契約者回線ごとに月額	無料
提供条件	(1) S!機能、S!機能(i)、アクセスポイント接続機能又はアクセスポイント接続機能(s)の提供を受けている契約者に限り提供します。		
	(2) 当社は、契約者又は契約者(18 才未満の者である場合に限ります。)の親権者若しくは後見人から		

	<p>件 請求があったときは、その契約者回線について、接続先制限機能を提供します。</p> <p>この場合において、接続先制限機能は当社が別に定める種類から、あらかじめいずれか 1 つを選択していただきます。</p> <p>(3) 接続先制限機能を利用している契約者(18 才未満の者である場合に限ります。)が、この取扱い又は機能の廃止に関する請求を行うときは、契約者の親権者又は後見人の同意を得ていただきます。</p> <p>(4) 接続先制限機能の提供を受けている契約者回線について、当社が接続先制限機能を提供することができないときは、その契約者回線からの指定先情報接続機能の利用を制限することができます。</p> <p>(5) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
--	---

(2) (1)以外のその他の提供条件は、なお従前のとおりとします。

附 則(令和 6 年 12 月 9 日 MKS2412090000240001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 6 年 12 月 12 日から実施します。

附 則(令和 6 年 12 月 24 日 MKS2412240003850001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 1 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 1 月 14 日 MKS2501140000230001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 1 月 16 日から実施します。

附 則(令和 7 年 1 月 22 日 MKS2501230000080001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 1 月 27 日から実施します。

附 則(令和 7 年 3 月 18 日 MKS2503180003610001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 3 月 19 日から実施します。

附 則(令和 7 年 3 月 27 日 MKS2503270007080001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 4 月 14 日 MKS2504140000390001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 4 月 16 日から実施します。

附 則(令和 7 年 6 月 30 日 MKS2506300000990001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 7 月 2 日 MKS2507020001870001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 7 月 3 日から実施します。

附 則(令和 7 年 8 月 19 日 MKS2508190000210001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 8 月 20 日から実施します。

附 則(令和 7 年 9 月 29 日 MKS2509290001030001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 7 年 12 月 22 日 MKS2512190004560001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 8 年 1 月 1 日から実施します。